

令和元年第4回（12月）大郷町議会定例会会議録第2号
令和元年12月4日（水）

応招議員（14名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 吉田耕大君 | 2番 | 佐藤藤牧君 |
| 3番 | 赤間茂幸君 | 4番 | 大友三男君 |
| 5番 | 佐藤千加雄君 | 6番 | 田中みつ子君 |
| 7番 | 熱海文義君 | 6番 | 石川壽和君 |
| 9番 | 和賀直義君 | 10番 | 高橋重信君 |
| 11番 | 石垣正博君 | 12番 | 千葉勇治君 |
| 13番 | 若生寛君 | 14番 | 石川良彦君 |

出席議員（14名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|----------|-------|-----------|-------|
| 町長 | 田中学君 | 副町長 | 武藤浩道君 |
| 教育長 | 鹿野毅君 | 参事 | 残間俊典君 |
| 参事(特命担当) | 千葉伸吾君 | 総務課長 | 浅野辰夫君 |
| 財政課長 | 熊谷有司君 | まちづくり政策課長 | 伊藤義継君 |
| 税務課長 | 武藤弘子君 | 町民課長 | 千葉昭君 |
| 保健福祉課長 | 鎌田光一君 | 農政商工課長 | 高橋優君 |
| 地域整備課長 | 三浦光君 | 会計管理者 | 遠藤努君 |
| 学校教育課長 | 斎藤雅彦君 | 社会教育課長 | 菅野直人君 |

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第2号

令和元年12月4日（水曜日） 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問〔4人 6件〕

◎一般質問通告順

- 5. 9番 和賀直義 議員
- 6. 13番 若生 寛 議員
- 7. 7番 熱海文義 議員
- 8. 1番 吉田耕大 議員

- 日程第 3 議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第62号 大郷町住民バスの運行に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第63号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第64号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第65号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第66号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第67号 令和元年度大郷町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第68号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第69号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第70号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第71号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第72号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第73号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問〔4人 6件〕

◎一般質問通告順

- 5. 9番 和賀直義 議員

6. 13番 若生 寛 議員
7. 7番 熱海文義 議員
8. 1番 吉田耕大 議員
- 日程第 3 議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第62号 大郷町住民バスの運行に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第63号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第64号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第65号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第66号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第67号 令和元年度大郷町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第68号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第69号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第70号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第71号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第72号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第73号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算(第4号)

午 前 10時00分 開 会

議長(石川良彦君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、6番田中みつ子議員及び7番熱海文義議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 9番和賀直義でございます。おはようございます。

初めに、台風19号、全国で死傷者が90人を超え、301の河川で氾濫が発生したとのことでございます。被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

我が町も甚大な被害を受けました。10月14日に国交省大臣が決壊場所を視察に来たとき、同僚議員とともに行井堰より決壊場所、中粕川に行き、えぐられた道路、敷地、流された屋根、大変な状況を見ました。町長を初め町職員、消防団、行政区の役員の皆さんの走りながらの50日間の復旧活動に、心から感謝と敬意を申し上げます。大変に御苦労さまでございました。

通告書に従いまして一般質問を行います。

大綱1、台風19号の災害について。

（1）公共土木、農地・農業施設、土地改良施設等に甚大な被害が発生した。復旧見直しについて伺います。

（2）吉田川の決壊した要因は何と判断しているのか。被災地区に対して決壊の検証結果と今後の復旧の内容について説明はいつ行うのか。

（3）吉田川上流部の河道掘削にて流下能力がアップし、川幅の狭い下流に位置する大郷、大崎市鹿島台地域の堤防は大丈夫なのか不安視されている中での降雨量387ミリの豪雨災害でありました。吉田川上流部の遊水池の整備、堤防のかさ上げ等の河川整備計画の変更、見直しはなされるのか伺います。

（4）集団移転は、地域住民の考えを把握し、地域住民、学識経験者の協議会を立ち上げるとの説明がございました。今後の展開について伺います。

（5）河川決壊も犠牲者ゼロの中粕川地区の避難訓練、当日の見回り・避難率の高さ、防災意識の差が生死を左右することを町内に啓発すべきと考えるが、所見を伺います。

(6) 東日本大震災の際は、日本赤十字社より家電セットが寄贈されましたが、本町からの支援の考えは。

(7) 農業支援策（冠水した稲・大豆、浸水した米）への支援策の考えは。

大綱2、災害発生時における避難所運営について。

避難所運営を町職員が担っておりましたが、特に町職員は初動期において多忙を極めます。この間に職員がさまざまな事情から避難所運営に当たってしまうと、被災者救済を初め災害復旧に重大な影響を及ぼしかねません。そこで、我が町の避難所運営について伺います。

(1) 内閣府が公表している「避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針」には「市町村の職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるようわかりやすい手引き（マニュアル）の整理が必要である」となっております。近年の災害多発の状況に対し、早急に避難所運営マニュアルの作成に取りかかるべきではないか。

(2) 内閣府公表の「避難所運営ガイドライン」には「避難所生活は住民が主体となって行うべきもの」となっております。初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織をつくるようにしてはということでございます。

(3) 防災訓練において、避難所運営の訓練も実施してはどうか。避難所の生活は女性の視点が重要と考えます。マニュアル作成時には女性の考えが反映できるようにすべきと思います。

以上、大綱2点にて質問を行います。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの和賀議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

(1) でございますが、今回の台風19号による被災は、これまで経験をしたことのない大災害であり町内に甚大な被害をもたらしました。現在、町単独事業においては、公共土木施設や農地・農業用施設の復旧工事を行っております。また、国の災害復旧事業の対象となる箇所については、今月末から来年2月の災害査定を受け、その後に復旧工事を実施してまいります。復旧箇所件数はかなり多くなっておりますが、一日でも早く早期に復旧できるよう努力してまいります。

(2) の吉田川堤防決壊した原因については、過去に経験のない警戒レベル5に当たる、時間当たり70ミリメートルを超える雨量により吉田川の水位が急激に上昇したことによるもので、台風前に国が土のうを設

置していたものにもかかわらず堤防を越水したことによるものであると国の堤防調査委員会からの報告でございます。今後、堤防の決壊検証結果及び復旧については、国土交通省より被災された皆様へ説明を行うとお聞きしてございます。

(3)の河川整備計画については、平成27年9月の関東・東北豪雨により鳴瀬川水系で甚大な災害が発生したことを踏まえ、平成28年11月30日に河川整備計画を変更し、現在は善川の直轄延伸に伴う変更を行っております。なお、洪水に対する河川整備計画の変更については、国として今後検討していくものと思われまますので、国で掲げる国土強靱化の観点からも、町として引き続き河川改修を強く要望してまいりたいと考えているところであります。

(4)については、「住宅再建に関する意向調査」の結果を受け、これからの治水対策の強化とともに、現地再建希望者と移転希望者の双方が安心して住宅再建できるよう住民の方々とともに考えてまいりたいと思っております。

(5)については、例えば、大郷町区長会の研修事業の中で、中粕川地区の取り組み状況を紹介していただくなどして、町内22ある自主防災組織の活動に生かしていきたいと考えております。このことにつきましては、全国的に大変今回の中粕川の自主防災の評価が高いものというふうにごこの省庁に行ってもそのようなお話を伺ってございます。大変私にとっては中粕川の自主防災の活動が本当に我々評価すべき、そしてまた今後全町にこのような運営組織をさらに充実してまいりたいと考えてございます。

(6)については、町独自の施策として災害見舞金制度を設けたり、さきの臨時議会で御可決をいただいた町税の減免条例によって税の減免を行ったりして、被災者支援を図ってまいります。

(7)については、国の農業支援策として各種補助金の概要が示されているところでございます。一部要綱が示された事業もございますが、基本的な方針として、被災した農家の方の負担ができるだけ少なくなるよう制度設計されているものと思っております。今後、詳細な事業内容が示されたら、周知を徹底して丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

大綱2の災害時の避難所運営についての御質問であります。 (1)につきましては、今回の50日間という長い避難所開設の経験を生かしていくためにも、避難所運営の課題点など整理してまいりたいと考えておりま

す。

(2) に関しては、町では、避難所開設当初、開発センターや開発センターの厨房設備を避難者に使っていただき自炊生活ができる環境を整えようとしたしましたが、保健所から衛生面での指導などを受け、結果的に今回のような形で避難所運営となったものでございます。

(3) につきましては、避難所運営に限らず、今回の経験を、今後の災害訓練に生かしてまいりたいと思います。フラップ大郷21では、県内各所で避難所開設を経験した保健所や看護協会の指導、助言を受けて避難所を運営してまいりました。女性や子供、要援護者などに配慮した避難所運営を心がけましたが、今後、災害が発生した際には、この経験を生かしてまいりたいと考えてございます。

以上、和賀議員の御質問にお答えを申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 (石川良彦君) 和賀直義議員。

9番 (和賀直義君) 全項目にわたり丁寧に答弁していただきました。ありがとうございます。

再質問に移らせていただきます。

まず、1番目の(1)でございますが、きのうも同僚議員の質問で回答があって、町の農地・農業用施設には査定前の工事を進めるという話もございました。今回は、災害箇所ももう非常に多くて、国災、町の単独事業の件数が合わせると六百二十数件で、予算も11月15日の資料では15億円と膨大な予算になってございます。私なりに心配しておりますが、とにかく一日でも早くやるよということでございますが、特に来年春の農業の再開にはどのように、要するに間に合うのかどうか、その辺の見通しについて伺います。

議長 (石川良彦君) 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長 (三浦 光君) お答えいたします。

今回の災害箇所数につきましては、かなり件数が多くなってございます。国の対象となる災害工事につきましては、査定が終わりましたら実施設計の作成、設計審査を経まして工事を発注するという形になります。そうしますと、実際の工事の発注につきましては春以降となることと思われまます。当然、河川等につきましては渇水期、水が出ない時期となりますと秋以降の施工となります。

また、農地につきましては、町単工事ににつきましては、公共もあわせましてですが、現在、来年の耕作時期に何とか間に合わせるようにとし

ているところでございますが、箇所数も多うございます。そういった中で、農家の方たちは本当に耕作ができるのかというような心配もしていると思いますが、全体的な復旧はできないまでも、仮畦畔をつくって何とか耕作をできるといったような方策とか、そういったものを視野に入れながら現在復旧を進めているところでございます。件数が多いことから、本来であれば何とか来年度いっぱいでは工事を完了させたいという担当の思いでございますが、かなり件数も多く町全体にわたることから、もしかしたら来年度で終わらなくて次の年まではかかるかもしれないというような思いでいるところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 大変な工事だということは重々認識してございます。そして、国の事業の対象となる事業で来年の春の農作業に影響するというのは結構出てくるんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

農地もですが、農業用施設、要するに田んぼに隣接した水路等の復旧につきましては、そこまで行くのに田んぼに仮設道路をつくったりしまして施工することが必要になりますので、そういった箇所につきましては、先ほど申し上げましたが、何とかとりあえず仮畦畔をつくりまして耕作ができるような方向で進めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 仮の工事をやって何とか間に合わせるよというという答弁でございました。それを期待しているしかないのかなと思いますが、件数の多さ、あとそれから工事量の多さということを見ると、本当に今の地域整備課の技師5人ですか、この職員の人数で大丈夫なのか。あと、査定前着工制度というこれを利用してやろうということなんでございますが、そのほかに何か工期が短縮できるような方策というのを何か考えていらっしゃいますか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

地域整備課職員は、限られた人数の中で今回災害に対応してございますが、災害査定に当たりましては宮城県の建設センター並びに宮城県土地改良団体事業連合会の協力を得ながら事業を進めてまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） わかりました。宮城県からも人を借りてでもやるよと捉えて、何とか農作業に間に合うように進めると理解いたしました。

あと、（2）に移らせていただきます。

吉田川堤防の要因と河川整備計画の件でございますが、きょうの河北新報に載っていたんですけれども、吉田川堤防を拡幅するよということ、これが国交省の回答なのかなと思うんですけれども、決壊箇所の堤防を拡幅する方針を決め、地元自治体に買収を含めた用地確保の協力を求めることを確認したと。そして、地盤改良後、堤防上部の幅を現行より広げ、宅地側に向かってのり面の高さを確保する。のり面と地面の境目をコンクリートブロックで補強し、越水した場合でも決壊までの時間を引き延ばせる構造にしますということで、あと近々、国交省から説明するよというのも聞いているんですけれども、こういう対策になっていく、またそのほかにもいろいろ検討されていらっしゃるのかどうか、ちょっとお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） けさの河北の記事の内容であるということは、数日前から直接お聞きしてございます。ただ、町の考え方のある程度の方向性というものを示してございますけれども、堤防本復旧の内容がはっきりした、町に対していろいろな交渉事が出てまいりますその時期に、我々もそれを受ける形でこっちの考え方をはっきり示すという計画でございませので、今、まだテーブルについてどうのこうのというはっきりしたやりとりしてございませので、一方的に向こう様の計画を聞いているだけでございます。いずれ、町の考え方、こういう執行部で考えているということとそのような考え方、議会にももちろんお示しを申し上げる、何か国交省でも議会の皆さんといろいろ話し合いする機会を持っているということでございますので、あわせて協議を深めてまいりたいと思っています。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） 今の段階でのことは理解できますので、次に移らせていただきます。

住宅再建に対する意向調査の結果を受け、再建希望者と移転希望者の双方が安心した住宅再建できるよう、ともに考えていくという町長の答弁でございます。この集団移転という言葉をあえて使わせていただきます。町長は最近使うのを控えているような感じがするんですけれども、あえて使わせていただきますが、東日本大震災の被災地が集団移転もい

ろいろやったけれども、転出増による社会の減の人口動態でございました。仙台とか大和、大衡はふえましたが、全体的には全部人口減少のほうにいらっていると、被災地が、そういう状況でございます。

近隣の議員の皆さんといろいろ話をすると、大衡では五反田地域に数年かけて100世帯くらいの転入の計画が進んでいるんだよという話もちよっと伺いました。あと大和町では杜の丘四丁目に、これも数年かけてだと思いますが、300世帯くらいの計画があるよということでございます。そして、あと今、富谷市においては明石台に3年から5年かけて定住、数百人の計画も持っているということでございます。

大郷町も、今回のピンチをチャンスにするために、町長がたたき台ということで提案していただいた定住促進、住宅再建用地に公民館などの複合型公共施設を建てるよと、また農業施設、公園なども整備すると。そして、もう何と言いますか、スマート農業をやっていくんだというすばらしい夢を私はお聞きして、これは本当にピンチをチャンスに変えるすごい発想だなというふうに私は聞きました。何というか、住宅再建の意向調査を見ると、何となく慎重にならざるを得ないような結果になっていますけれども、やっぱり大郷の30年、50年、100年後を考えた場合には、例えば、今は評価されなくてもやっぱり夢のある大郷にするためには、今回のチャンスが非常に大事なんじゃないかなと。そして、強力なやっぱりリーダーシップが必要だなと、このように私は考えてございます。

この辺のところの、何と言いますか、ピンチをチャンスに変えるというか、町長の将来への大郷の若者が定住できるような、そういう施策への意気込みというか、そういうのをもう一度、お聞きいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） いち早くこの考え方をお示し申し上げたところであります。決壊した瞬間を捉えて、地元の皆さんにはあまりにも大きな衝撃を受けて、まさに絶望という言葉がふさわしい心境になっているのではないかとおられました。

そこで、いち早く地域住民の皆さんが、中粕川という集落のコミュニティを壊さないで、いかにしてさらに夢のある新しい集落としてつくり直すためには、どこかに、中粕川地内に集団で生活できる拠点を整備することによって、いろいろな公共の施設も集積した中で新たな夢のある文化を我々は提供することが大事であるというふうに思いました。そういうところで縄張りを示したところであります。あれはあくまでもた

たき台で、一石を投じた、波を起こした、その波をどう受けとめて、今後、それを被災者の皆さんも自分の考えをどんどん前に出してもらって、その結果を、この間、皆さんの対面調査をした内容をお示し申し上げましたら、さまざまな御意見が出て、今後、あの数字を形にするためにどういう手法を使っていくのかということが我々役場内で議論が始まったところであります。南側に、吉田川からこちらのほうに移転したいという方々と、地域にとどまりたいという方々、地域にとどまってさらに新しい農業を目指していこうという、今、圃場整備の計画を抱えているあの地区でありますから、農地を守る、我が家を守るための新しい堤防の強靱化を図らなければならないということで、国交省も大胆な発想に立ってくれと、既成概念で物事をはかるような時代ではないよと、地球規模の温暖化を考えれば、今までにない発想に我々は立っていくから国交省も一緒に考えていただきたいという内容で最初をお願いを申し上げた心、その延長線で、今、いろいろ計画がなされているようでありますので、それに地元の皆さんの考えを加えて、まさにピンチをチャンスに変えるというこの言葉は、地域の皆さんからも出てございます。いかにそのチャンスを、今、おいでになった小学校の生徒さん方、この子供さん方が本当に大郷町に愛着を持って、ああ、あの議会でそんなことを申し上げていたのがこういう形になったのかと言われるような誇れるものを目指してまいりたいというのが、私の今持っている心境でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） よくわかりました。

近日の新聞にも、集団移転は今までは10戸以上ないとだめだということらしいんですけども、今回は5戸以上にも要件緩和がなされるような方向も新聞に載ってございます。そして、特に本当にあの地区で3度目の堤防決壊が起きれば、本当に町に転入してくる産業もなにもないんじゃないかなというおそれもございますので、とにかく安心・安全なまちづくりのために、議会も一緒に協力していこうと思っておりますので、ともに頑張っていきたいなと思えます。

次、（5）にいけます。

中粕川の自主防災組織の動向でございますが、町長が言ったように中央のほうでも非常に評価されていますということで、河北新報にも載ってございました。河北新報に、東北大学の災害科学国際研究所の佐藤翔輔という教授が、本当に粕川の防災組織の1日の動き、夕方6時半にはもう9割がもう全部避難したという、そういう生死を分ける防災意識の

差を非常に評価してございます。

そして、本当にやはりますます災害が多くなっていく状況でございますので、こういうソフト面をやっぱり強くしていかないとだめだなと、このようにございます。特に、今回は粕川地区に、小学校の生徒さんも来ていますけれども、17日に、文化会館にボランティアセンターが発足した日に、小学校の皆さんもボランティアで来てくれたんです。そういうことも大変、みんなで地域の助け合いの精神が子供たちのほうにも来ているなということで、非常に感激した1人でもございます。どうか、このことをうまく、粕川地区の今までの訓練の流れも含めて、1日の動きも含めて、これはまとめていただいて、町長の答弁の中にもあったんですけれども、ほかの行政区へも展開をしていくよということなので、この辺のところの展開を、総務課長よりどうしていくか所感をお願いしたいんです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

町長が申し上げたとおりではございますが、全国的にも高い評価のある中粕川地区の自主防災組織の取り組みを町全体に及ぶように取り組んでまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） ぜひお願いいたします。

あと（6）の、これもきのうの同僚議員への答弁を聞いてございます。そして、義援金の配分委員会とかそういうものを達成して、その辺のところでも義援金の配分等も今後やっていきますよという回答をいただいております。これはやはり時期的にはいつころになるのかというのをちょっと教えていただきたいんですけれども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

配分委員会については、年内中に開催したいと考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 年内中ということでございますのでよろしくお願いいたします。

あと大綱2にまいります。（7）番目の同僚議員の回答がございましたので、大綱2番目に移らせていただきます。

これも答弁の要旨としては、今回の経験を生かして次の避難所運営とかそういうものに役立てていきますよという答弁でございます。

私は、やっぱり役場の職員だけでやると、大郷町みたいに小さい自治体ですと、そんなに職員を人数多く抱えるわけではございませんので、仕事をこなす量として非常に大変なんじゃないかなと考えるわけなんです。規模の小さい自治体としても、役場としての仕事量というのはそんなにさほど変わらないと、そういう大きい仕事がありますので、どうか地元の行政区というか、そっちのほうにおろせるような仕事は、やっぱり事前に、前もってやっていけば地元でやれるようになるんじゃないかなと思いますので、今回の答弁では、生かしてやるよとなっていますけれども、それをぜひ住民、地域のほうに避難所運営を移していく方向でやるべきじゃないかなと思いますけれども、この辺に關しての所感をちよっと伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

今回、避難所開設に当たっては、開設当初は地元の中粕川あるいは土手崎の区長さん方の協力もいただきながら運営をしてまいりました。やがて、そのお二方が地元に戻られたりした後は、どうしても役場職員が主になって運営をしてきたのが実態でございました。議員おっしゃるとおり、自主運営というのは理想ではございますけれども、そういったところを踏まえまして、今回の避難所運営でよかった点あるいは反省すべき点の一つひとつ検証させていただいて、次の災害に生かしていきたいと考えてございます。（「地域で地区住民のというか組織運営する上ではというんですけれども、可能なのかどうなのか。そこを聞ききたかった。よろしく」の声あり）

それでは、避難所運営は災害対策本部の税務部でやってございましたので、税務課長のほうに詳しくお願いいたします。（「まとめはそっちじゃない。総務課長で」の声あり）わかりました。失礼いたしました。

じゃあ、まとめといたしましてあれします。実際、先ほど申し上げましたとおり、地区の代表者の方々がいる間はそういったこともできましたが、その後、やはり議員もごらんになってわかるとおり、日中、特にもうほとんどの方々が勤めに出たりとか、日中残っていらっしゃる方は要支援、要援護を要する人が中心になったりということで、なかなか自主運営という形を、しかも50日間という長い期間になりましたけれども、難しい部分もございます。そういったところ、理想と現実というところもありますけれども、そういったところも踏まえてそこら辺を検証させていただいて、次の災害に生かしていきたいというのが正直なところで

ございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 今回は本当に役場職員の皆さんに一生懸命やっていただいて、大変感謝してございます。

今、そして陸前高田とかそういう近くの自治体でももう避難所の運営マニュアルというのをインターネットで見ると、もうできているんです。だから、大郷町もそれを作って、今のうちに、今回の経験忘れないうちに作って、それを防災訓練のときに運営の訓練をやったりしていけば、私は必ず地域住民でもやれるようになるんじゃないかなと思ってございます。ですから、マニュアルをぜひつくっていただきたいというのが今回の質問の趣旨でございますので、避難所運営のマニュアルについて、今後、つくる意思があるのかどうか、所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

避難所運営のマニュアルの作成につきましても、ぜひ検討して、次の災害あるいは防災訓練のほうに生かしていきたいと考えてございます。まず、検討してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 大郷町は小さい自治体なので、地域でできるような仕事はやっぱり地元でやっていただいて、それをやることによってやっぱりコミュニティーの意識といいますか、そういう助け合いの意識ということも醸成されてくると思いますので、強力にやっていただくということをお願いして、一般質問をこれで終わらせていただきます。

議長（石川良彦君） これで和賀直義議員の一般質問を終わります。

次に、13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） それでは、質問させていただきます。

まず初めに、今回の台風19号におきまして被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。また、解散いたしました。災害警戒本部から始まりまして災害対策本部として昼夜を問わず御苦勞をいただきました。また、職員の皆さん方も、夜、ここを通りますと大分遅くまで電気がついていて、大変御苦勞をおかけしたということに対しましても深く感謝申し上げますとともに、御苦勞さまでしたと申し上げたいと思います。本当にどうも御苦勞さんでございました。

それでは、私の質問を始めさせていただきたいと思っております。

私は、今回の台風19号によりまして被災した農家への支援についてと

いうことでお伺いしたいとこのように思います。被災した方は農家だけではないのでございますが、私は農家関係に絞って質問したいと思えます。

大きな被害をもたらした台風19号でございました。建物被害はもとより、農業施設、農地にも甚大な被害をもたらしております。そこで、3つの点についてお伺いしたいと思えます。

まず、1番目に水田に残された稲わら、あるいは土砂、その面積は幾らぐらいに達するのか。また、処理方法や支援策についてお伺いしたいとこのように思います。

次に、2番目といたしまして、水没した農機、トラクター、コンバイン、田植え機械など、これらの農機具の台数はどのくらいになっているのか。また、それらを、農業再開するに当たりまして新たに農業機械を取得する場合の支援策はどのようなものがあるのか、お伺いします。

次に、3番目といたしまして堤防決壊により大量の水が入ってきたわけでございますが、それによって水田の用排水路等の被害の状況はどのようなになっているのか。また、来年度の営農再開に向けまして、それらの復興は可能なのか、来年の春までそれを復旧できるのか、その辺をお伺いしたいと思えます。

以上3点、よろしくお伺いしたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの台風19号の被災した農家への支援についてという御質問でございます。

（1）の水田に漂着した稲わらについては、推計で約10万5,000立方メートル、1万2,280トンとなる膨大な数量であります。この稲わらの処分については、各農家がすき込み、焼却により処理できる分については農家の方が、個人の農家の方が対応できない場合は地区での共同作業で、地区でも対応できない重機を使って処理しなければならないものにつきましては、町が建設業者に委託して水田から集積、搬出し、川内の長福寺山に指定した仮置き場に搬入する仕組みをとってございます。

集積した稲わらの最終処分については、国・県とその処分方法によって協議しているところでございます。

この処理に対する支援策についてでございますが、漂着した稲わらを主に地区での活動で水田から搬出、指定した仮置き場に搬入した場合に、1立方メートル当たり5,000円を交付する事業に取り組んでございます。各地区の代表者の皆さんに御説明を申し上げているところでございます。

(2) の被害のあった農機具についてであります。トラクター、コンバイン等の農業機械の浸水した台数は、現段階での調査結果で、被災台数で94台、被害額といたしましては1億7,000万円を見込んでいます。

新たに農機具を取得または修繕する際の支援につきましては、現段階で要綱等が示されておられませんので詳細についてお答えできませんが、農家の方の負担ができるだけ少なくなるよう、引き続き国・県に要望しているところであります。要綱が示されたなら、周知徹底し、丁寧に対応に努めてまいります。

(3) につきましては、今回の台風被害は町内全域にわたり、これまで経験のないくらい災害箇所が確認されており、災害発生以降、応急工事や復旧工事により順次対処してまいります。

来春の耕作時期には何とか影響のないように早急な復旧を心がけてございますが、国の対象となる災害復旧につきましては時間を要する箇所も当然出てまいりますので、そういった箇所については、査定前着工制度の活用などにより地元と調整を行いながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上申し上げ、答弁いたします。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） まず、稲わらの処理でございます。稲わら10万5,000立米、数字でこう言われましても大体どれくらいかなというのを想像できないわけでございますが、これの処理は機械で業者に頼んで現在処理が大分進んでいるわけでございますが、その前に自分の田んぼに入ったものは自分で片づけたから、あるいはまたちょっと乾かして火をつけて燃やした方もいると思うんですが、その辺の片づけ方について、こうやって業者にやってもらうのはそれなりの量があるところだと思うんですが、軽いところの片づけ方については、こういうような方法がありますよというお知らせ、周知といいますか、そういうことは何かされたものなんでしょうか。いや、誰も何も言ってこないし、来年の春までどうせ片づけなきゃいけないからやっているんだという話をされながら燃やしている方もいたんですが、その辺の片づけ方について、農家のほうに何かお知らせとかあったものでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

そういった片づけの周知に関しましては、各農家全ての農家の方には、

大変申しわけございませんが、周知のほうはしてございません。ただ、稲わらの処理に関する説明会ということで、先月、地区の代表者の方3名集めて説明会をいたしました。その際につきましては、各農家で処理いただく場合の処理方法ということで、すき込みであったり焼却であったりということをお願いいたしますということでのお願いは申し上げます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

午 前 10時59分 休 憩

午 前 11時11分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

初めに、ここで町長から大郷小学校6年2組の皆さんにお話があるということで、手短によろしく申し上げます。

町長（田中 学君） 傍聴いただきました小学校6年2組の皆さん、こんにちは。ようこそ、大郷町議会傍聴していただきました。ありがとうございます。

ただいま、このたびの台風19号の被害状況の議員の皆さんからの御質問が集中してございまして、その協議を進めているところでございます。どうぞ議会の雰囲気味わっていただきたいと思っております。御苦労さまでございます。

議長（石川良彦君） それでは、一般質問を続けたいと思っております。

若生 寛議員。

13番（若生 寛君） きょうは小学生の皆さんが来ておりますので、私も緊張しております。聞き上手でよろしく答弁お願いしたいと思います。

わらは、現在、仮置き場に集まっているわけでございます。これによりまして最終処分は国・県と協議しているという形の答弁でございました。どのようなことを協議しているのか、どういう形で最終的になくすように協議しているのか、その協議内容を一部でもお知らせいただければと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

国・県との協議ということでございますが、それ以前の問題で、まず稲わらにつきましては燃えるごみということでの処分が可能ということになってございます。黒川行政事務組合での処理ということも可能ということでございますが、処理するにしても1日当たり処理できる量というものも限られているといったところもございまして、県外であった

り町外であったりといった部分で、別の形で単に燃やすという形だけではなく何らかの形でということで、浸水米についてもセメントに利用するということが今処理のほうをお願いしているところでございますが、今後、わらについても環境省であったり宮城県であったり、協議のほう進めながら処分方法について検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 処理につきましては、大崎市においては業者をお願いして何か灰にしてそれを、コンクリートでしたかセメントでしたかちょっと忘れましたが、それとして再使用すると。あと、また栗原市におきましては業者をお願いして堆肥化にするというような話もあるわけですが、そのようなことも参考にしながら、あるいはまた全国各地、私、ちょっと情報ないんですが、いろいろなところを調べて再利用するのも一つの方法かなと思うんですが、そういうことについての取り組みの考えはいかがですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

近隣の市であったり町であったりでの取り組みといったところで確かに確認している部分はございます。そういったことも参考にしながらということになります。今後、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） ぜひ、そういうことも考えて進めていただければと思います。

あと、ちょっとまだ最初のほうに戻ってしまうことになるんですが、稲わらの業者以外に自分で処理をした、あるいは燃やしてしまったという方に対して、これは仮置き場に運搬して持っていくと立米5,000円という単価が出ているんですが、自分で処理した、あるいは燃やしてしまったという方に対しては、何か支援策、応援の策はないのでしょうか。ぜひ、それに関しても支援、応援をお願いしたいと思うんですが、そういうのはないんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

今回、個人の方ですき込みであったり焼却であったりということで処分いただいた場合ということになります。今回、説明会の中でも説明

のほうはさせていただきましたが、堆積したレベルが通常のレベルとさほど変わらないといったレベルの場合、各農家ですき込み焼却の処分をしていただきたいというようなお話をしております。こちらについては、通常の営農活動の中でということはこちらとしては捉えていただきますので、特に今のところは支援としては考えてございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 農家の方によっては、あるいは場所によっては、自分のうちにはわらななかったのに、今回の大雨で私のうちにはないのにわらが集まってしまって、燃やしたりすき込んだり、そういうのもしなきゃならないという農家もあるわけなので、やっぱりその辺は気持ちをあらわして、ある程度支援してほしいなと思うんですが、それに関して町長、何か温かい支援をお願いしたいと思うんですが、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 地区においては、農地水関係で、共同で処理をしているところもあるようであります。農地水を利用したそういうグループで、お互いに支出が発生することになると思いますが、その辺、どうなんですか、農政商工課長。ちょっと私も認識不足なんです、その辺の対応をしていただくことによって、農家の皆さんにも何らかの補償が担保されるのではないかと思います、今、ちょっとお答えさせますから。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

今、町長申し上げましたが、個人での取り組みといったことになるとどうしても対象にならないという部分がございますが、地区、多面的機能組織での取り組みという形をとっていただければ、多面的機能交付金の中からそれを充当することもできるということで確認はとってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） では、その辺、もし地区からそのような話が上がってきた場合にはよろしくお願ひしたいと思っているわけでございます。

また、稲わらにつきましては、畜産農家が本当に大切な大事な粗飼料という形で使っていたわけでございますが、その粗飼料が流されて大変不便な思いもしておりますし、いろいろ手を回して集めたりしております。また、こういうことがなければ、県外へも宮城県の稲わらは大分牛の粗飼料として出回っていたわけでございますが、それがなくなって

大変苦勞しているということでございます。

農協では、畜産農家に対しまして代替の粗飼料という形で外国産の草ですね、フェスクストローあるいはまたイタリアンストローという形であっせんしたわけでございますが、これは私、農協に聞きましたところ、町内の14戸の農家に対しまして、約18トンの粗飼料が配られたといひますか、農家を買ったわけでございますが、そういう形で供給されました。

これに対して、町としても、現在、畜産農家の肥育肉、肥育農家だけではなく繁殖農家といひます子牛を販売している農家もいるわけでございますが、肥育農家の大変子牛が高くて経営が厳しい状況の中で、このようなものも購入しなくちゃならないという形になったわけでございますが、これらに対して、これは1キロ当たり換算しますと大体60円前後になるそうなんです、キロ3円なり5円なりの応援を考えていただけたらなと思うんですが、その辺の考え、できるのか、できないのかお聞きしたいと思ひます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員、通告外なんです、その方法についてはあったんですが、その分について満足な答弁できるかどうかわかりませんけれども。突然出てきた話でありますので。それをそこの支援策も含んで通告していただければ、恐らく十分な答弁いくと思ひます。とりあえず考えということで。

農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

今、農業関係の被災の支援について、こちら国のほうからいろいろなメニュー示されてございます。ただ、今のところ、概要のみで一部要綱を示されたものはございますが、今、議員のおっしゃった粗飼料の関係でございますけれども、こちらにつきましても、国のほうの補助メニューで示されている部分がございます。まるっきり支援がないかというところではないといった部分のみしかお答えできませんが、以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員、通告に沿って質問をお願いします。

13番（若生 寛君） 内容がはっきりしたなということでございますが、ぜひ、はっきりしたらなるべく早い機会に、先ほども一般質問で和賀議員の御質問で見舞金なり支援金の配布について年内中に委員会を立ち上げて云々という話もあったわけですが、やはりお正月を迎えるに当たって幾らでも必要なこともございますので、なるべく早く支援についてはできるようにお願いしたいと思ひているわけでございます。

次に、水没した農機具について、台数で94台、額で1億7,000万円とかすごい金額になっているわけでございます。話によりますと、水没した機械、農機具また車にばかり、水没して動いてもいつどうなるかわからないということで、大変水没したのをまた使うのは難しいんだという話を聞いております。

そんな中で、再度機械を購入するとなると、田植え機械にしても新車ですと200万円から300万円、トラクターについては、これは300万円からもう1,000万円を超えるものまでございますし、コンバインしかりでございます。コンバインも五、六百万円からという額で、全部そろえらるとなるともう1,000万円を超えてしまうと。そういうのをまた用意して農業を再開するなんて、これもまた大変なことではないかなと思っっているわけでございます。

そんな中で、今回、農協のライスセンターも被災したわけでございます。それで、農協のライスセンターは粕川地区の米の乾燥調整、あるいはまた麦、あるいは豆と大変重要な施設でございました。それが今回被災いたしまして農協にこれも問い合わせてみましたら、修理から何かからで大体6,000万円から7,000万円ぐらいの点検から修理、再利用するのにかかるんだということでございました。

私、今回の災害について東日本大震災の災害の復旧・復興と照らし合わせて進んでいるような気がするわけでございますが、農協の支援についても、ライスセンターがそういう形で大変であれば、農家の方々も今度どこにお願いしたらいいのかなと大変迷うわけでございますが、農協のほうで、東日本大震災で古川市、大崎市と石巻市のほうで震災の復興事業といいますか、そんな形でカントリーエレベーターを設置したというような話も聞いておりました。そんな形で、それらは自治体が主体になって設置して農協に管理を委託しているという形をとっているそうでございますが、それについてもそのような話があった場合、やはりなくてはならない施設でございますが、そういうのを検討するような考えはございませんか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 大郷町全体の枠組みの中で考える必要性があるのかなのか、たまたま今回、中粕川、圃場も結構被害を受けてございますので、前川地区と言われる380ヘクタール、今、スマート農業を目指して圃場整備しようということで事前調査に入っておりますので、今、県営でお願いしようと思っ準備をしていたんですが、今回の災害で復興事業と

圃場整備事業が重なるような形になるようでございます。これを受けて、実は国のほうに国営事業でやってほしいというお願いを申し上げているところであります。この事業にはカントリーの項目は入れてございませんが、いずれにしてもあの地区をスマート農業の拠点として大郷町全域の米がカントリーに収納できるような内容にすることがある意味では理想であるなということを考えてございます。

13日の日に東北農政局と我々、応援していろいろな今後の国のパッケージを理解しながらも、我々の考え方も多く取り入れてくれという内容で本庁のほうに申し上げてきてございます。それを受けて、東北農政局に下ろすということでありまして、1回目の会議を13日の日に予定してございますので、その辺でももう少し我々も今後の大郷町の将来の水田農業のあり方について議論してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） これまでの計画にはなかったが入れていくという話でございますので、ぜひ、そのような形で持って行っていただいて、ちょっと話それますが、農協が合併いたしまして新みやぎ農協になったわけでございますが、それでカントリーエレベーター施設がないのはあさひな地区だけでございます。よその旧農協の中では、旧市町村の単位で鹿島台、南郷、涌谷、小牛田とそれぞれあるわけでございますので、ないのは本当にあさひな地区、4市町村だけでございました。何とかここにもカントリーエレベーターができて、均一の品質で米が出荷できるような、大郷町産こんなにそろっているんだよというような形で出荷できるような形に持っていきますように、ぜひ、今の答弁のとおり実現いたしますようによろしくお願いしたいと思うわけでございます。

（3）番目の用排水路等の復旧・復興についても、前川地区の区画整理に関しまして、それと結びつけて復旧・復興すれば本当に効率が上がっていいのかなとか私も思っていたわけでございますが、その辺もただいまの答弁に尽きてしまうのかなというような形で私も思っております。

しかしながら、やはり農家の方というのは、春になると田んぼがそういう形であって機械がない形であっても、何かそわそわしたり田んぼを作付しなくてはならないんだなという雰囲気になってくるわけでございますので、その辺の復旧・復興をですね、答弁書によるとなかなかちょっと難しいところもあるのかなというような答弁ではございますが、やはり仮復旧という形でも復旧して水を流したりしないことには、水を流さないことには田んぼもできないわけでございますが、その辺、仮復旧

なりなんなりという手段はあると思うんですが、そういうことは可能な
のか、お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

農地等につきましては、これまでの利用形態、休んでいる農地は別と
いたしまして、耕作していた農地についてはできるだけ水田ができるよ
うな形の対策をとってまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） ぜひ、できるだけではなく必ずやるという言葉をして
いただければ大変うれしいんですが、そうやってもらえれば農家の方々も大変
心強く思いますので、その辺の決意、町長のほうからもお願いしたいと
思うんですが、よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 水田を復旧させる、春の作付には間に合わせるという担
当課の考えでございますので、我々もそうしたいと思っておりますので、
間違いなくやれるという自信を持ってお答えしているものと御理解をし
ていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） こういうことは、もうこれからはないとは思いますが、
ぜひ。ただいまの最後の町長の力強い言葉だけでございますが、来年の
春に向けてしていくという意見でございますので、どうかそれに向かっ
て職員の皆さん一丸となってやっていただきますようお願いいたしま
して、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

議長（石川良彦君） これで若生 寛議員の一般質問を終わります。

次に、7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 通告前に、議員皆さんおっしゃられているとおり台風19号
の被災者の方にお見舞いを申し上げたいと思います。それから、役場の
職員の皆さん、本当に夜遅くまで、それから日曜日まで出ていろいろな
対策に出て頑張っている姿、大変御苦労さんでございました。私のほう
からも本当に感謝申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

今回の台風19号による吉田川の決壊についてでございます。

今回の台風で中粕川地区が決壊したことで、最初に越水したのは実は
鹿島台のほう、志田谷地地区だったというように聞いております。今回

の台風で吉田川、どこの部分でも決壊する可能性はあったんだろうと私の中では思っています。

そこで、1点目、4年前にもこのような越水間近というようなことがあった台風21号での大和町で越水が起きました。それが教訓になっていないのではないかと。21号のときには、越水した部分の吉田川の流域で雑草や木などの撤去をして環境整備をただけだったと考えます。上流側を先に整備し、下流側がまだ整備されていない状況でございます。普通に考えても、下流から整備し徐々に上流を整備するというのが普通だと考えます。このことについて、もっと国交省にというより国に強い要望があればという反省はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

2番目に、吉田川は大和町から大郷まで勾配が急で、大郷から下流は多少緩やかな状況になっています。まして品井沼付近は幅が狭くなっているのにどうして上流だけ整備したのか、北上川下流河川事務所に問い合わせなどをして、その辺の確認を行ったのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから、私は、以前から、もう8年ぐらい前から味明川の河道掘削、いろいろお願いをしてまいりました。吉田川につながる味明川の河道掘削があれば、その時点で私は味明川と吉田川の川底の高さ、どのぐらいになっているか確認できるんじゃないかなというように思ったものですからいろいろ今まで言ってきたつもりなんです、残念なことにこのような状況になってしまいました。こういうことを考えまして、河道掘削というのをもっと強く国に要望することが大事ではないのかなと思いますので、町長の所見を伺いたいと思います。

2番目に、幼保連携型こども園についてでございます。

前にもやりましたが、いよいよ4月から幼保連携型こども園がスタートします。運営方針等についてお伺いをしたいと思います。

(1)番、これまでの幼稚園、保育園にかかわる委託費や管理費は4月からどうなっていくのか。

(2)番目に、これまでの通園バス運行業務と添乗業務で約1,500万円を超える委託をしておりました。これを今後どうしていくのか。また、バスを利用する幼稚園児と保育園児は何人になるのか、バスを使用する人数です、それをお教えいただきたいと思います。

(3)番目に、こども園の保育教諭の人数はこれまで確保できるという確信のある中での答弁だったんですが、実際、今の段階でちゃんと確保できているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 熱海議員の御質問にお答えしたいと思います。

1つ目の吉田川決壊についての御質問の（1）でございますが、国交省では、平成27年9月、洪水の対策として中流部の大郷大橋から大和町落合地点までの河道掘削を先行して実施してございます。また、平成29年から、3つの川の合流地点から上流の河道掘削を実施してございます。なお、整備計画流量の確保のため、現在、二子屋橋から上流に向かって河道掘削を実施しているということの報告でございます。

（2）については、吉田川は、上流部は急傾斜となっておりますが、平地部においては大和町落合を境に急に穏やかな傾斜となっております。河道掘削については、平成28年度より順次実施しており、大郷町分においては平成29年度で吉田川河道掘削は終了しているということであり、河道掘削の実施箇所につきましては、堆積土砂が多く流下面積に影響が大きい箇所から、（1）の質問にお答えした順次河道掘削を行っているものでございます。

（3）の味明川河道掘削につきましては、今年度、河川管理者が国から県になり、県に対して要望してございますが、今後も味明川の河道掘削と河川改修の早期完成を強く要望してまいります。

この箇所につきましては、このたびの台風でも相当の被害があったということで、私も現地調査をさせていただきました。何でここまで冠水、浸水したのかと大変不思議でしようがなかったんですが、あの川が吉田川本流から逆流して渦巻いて沢に登ってくるんだということを知り、ああ、そういう現象が起きるのかということで、それがその影響を受けて、XXXXXXXXXXのところの入り口の橋が大分崩れているようですが、その影響によるものだと聞いて、何とかしなければ、そんな思いであります。

今、地方自治体も財政が大変厳しいということで宮城県も予算がないとかどうだとかという、土木のほうで言うようになりますが、ならば、今、国のほうでも、総務省でも財政支援をするというお話もあるので、ひとつ国の支援を受けて早急に対策を講じていただきたいということで、先日、土木部長がおいでになったときに申し上げているところであります。この箇所も県では十分承知しているようですから、急いでお願いしたいというふうに思っております。

また、大綱2の幼保連携型こども園につきましては、担当が教育長のほうでありますのでお願いしたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） 次に、2つ目の幼保連携型こども園について答弁いたします。

（1）については、現在、幼稚園、保育園に係る委託費、管理費の主な内訳は、幼稚園では通園バス運行業務や施設の光熱水費、施設設備点検修繕等に係るもので、保育園では保育事業委託、延長保育や子育て支援センター運営などの特別保育事業委託に係るものです。こども園に係る運営経費については、施設給付費として公定価格に基づき国・県負担金を含めて町から支給することになります。施設の光熱水費や通常の維持管理費は法人が対応します。延長保育、一時保育、子育て支援センターについては、補助事業として委託により実施いたします。また、町独自の施策として通園バス経費、3歳児から5歳児にかかる主食・副食費の無償化について予定をしております。

（2）については、今後、こども園運営法人とバス会社が契約を締結し、通園バス運行を行います。町では、通園バス運行業務について補助を予定しております。3歳児以上の児童については、通園バスの利用もしくは保護者の送迎を予定しておりますが、まだ利用人数は確定しておりません。

（3）については、運営法人に確認したところ、職員の必要人数は確保できたとの回答をいただいております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） それでは、再質問をさせていただきます。

国交省で河道掘削を行っているというような答弁をいただきましたが、私、これ資料、平成17年度の国交省の河川の整備基本方針というのをちょっとネットから引っ張って持ってきたんですが、実は吉田川はどうなっているのか、前にも民主党時代に国会議員の方に吉田川の堆積した土を何とかしてくれないかということでお願いをしたら、こういうような吉田川の川底の高さを示した図面もらった記憶がありましたものですから、それがどこにあるのがいろいろ探してやっと持ってきたんですけども、その時点で、あれは大和町から吉田川は大郷まで入ってきたら、そこまで急なんだけれども、そこからもうなだらかになって、いざというときには大郷町が氾濫する危険もないわけではないよというような話も聞いた覚えあるんです。そうしたら、4年前に大和町のほうが大雨降って、大郷町に来る前にもう鶴巢のほうが氾濫したりしているわけです。その時点で大郷もその次来るのでないかなと。そこは整備しました、確

かに。今、掘削しているというんだけど、実際、それでも掘削すればトラックの搬入なりなんなりはあると思うんですけども、私の目には、4年前もそうなんですけれども、川から土砂を運んだ形跡はあまり見受けられませんでした。ということは、掘削したのかどうか。私は、環境整備しかしていないんじゃないかなというように思うんです。その辺、地域整備課の課長なりなんなり、ちゃんと確認したのかどうか、川を。掘削しましたよと多分最終的には言われたはずだと思うので、その辺どうなんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

河道掘削につきましては、国の事業でございますので町として直接河川の中に入って掘削している状況の最終確認はしてございませんが、あの辺をパトロールした際には、間違いなく河道掘削をしたり、掘削をしてダンプ等で除去しているのも確認してございます。また、それにあわせまして流木等の伐採を行っていたのも確認してございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 流木の伐採という、流木というかも立っている草木、これを伐採してある程度仮置き場みたいに置いている部分も確認、私もしていました。しかし、掘削という、堆積した土をまず運んでいた形跡を私はあまり見受けられませんでした。それをどこに運んだかも私はわかりません。そういう状況だと思います。この資料から見ると、昭和62年から調査をして二十何年間、平成12年ころまで調査した結果です。土砂の堆積は多少です、多少、本当にちょっとだけ見受けられるけれども、それ以外はほとんど変わらないというようにこの資料には載っているんですけども、私たちがさっと目で見ただけでも、そこに砂の堆積はすごくあると思うんです。それで、私、あまり長くしゃべられないんですが、味明川に関して、ここを今県の担当になっているんですけども、前は国の管轄だったわけです。ここを、もし、味明川の基本的なところは羽生の堰の基礎の部分だと思うんです。そこから今掘削しているわけです。したんです。そのときだってもう何百台というダンプが動いたわけです、あの区間だけでも。吉田川だったらもうひっきりなしにダンプが動いていなければ掘削にならないはずなんです、実際は。そうすると、羽生敷の基礎の部分からずっと砂を取って傾斜をとっていったら、吉田川の堆積というのはすぐ簡単にわかるわけです。だからこそ、わからないように、俺は、国ではあそこわざと取らなかったのかなと、今の段階

になってそのようにへそ曲がりな考えを持つようになったんですけども、前にも町長に国へ今度行ってくるから、要望してくるから、でも何一つ変わらなかったですよ。それで、今、国が今度のはり面を草刈ってきれいにしたから、ここからは環境整備は県だよというような話になっているわけです。それも急に去年か、そんな話はないのでないのかなと。それで、今回、県でやれといったって難しい話なので、もっと強い要望をお願いしたいんですが、町長、いかがですか。私は、味明川だけじゃないです、吉田川も全体的に。ただ大郷だけの話じゃないんです、吉田川は。もっと下の部分もあるので、全体的にもっと数字とる必要があると思うので、もっと要望をお願いしたいんですが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） この間、私の部屋で担当と所長とおいでになった説明を受けたときには、河道掘削は平成27年に吉田川の上流部は終わっているんだと。確かに落合の悟溪寺、あの辺大分やっていたものを我々見ていたんですが、河道掘削だけで吉田川の今後の水害対策が、越水対策ができるのかといたら、そうではないと私は思っています。もちろん堤防の強靱化は基本ではありますが、もっとそれに別な発想も必要になっていると思っておりますので、今回の決壊した地区をどう守っていくかということもあわせて、今度、国交省が議会の皆さんに説明に来ることですので、そのときにいろいろ御質問していただいて、直接国交省からお聞きをいただいて、我々に議員のほうから、国交省が言っていたからこういう形で詰めるというところまで私は必要だと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。今、ここで吉田川の今後のことについての、町のその部分については議論できますけれども、全体のことについては、特に下流部の鳴瀬川との合流地点なんかは、この間もちよっとふれました。鹿島台の人からそれを予備知識として伺っていたものですから話をしたんです。このあたりが吉田川は狭くなっている、何でだと。あそこがすごく、国交省の話ですと、あそこは昔、川をつくるのに手掘りでやったと。それで、物すごくかたい岩盤なんだということでした。それから、狭いというのは、吉田川というのはすごく堆積する川なんだと。それで、それを長くして、ここを狭くして水圧を強くして堆積を海に流してやるという理屈だそうです。それであえて狭くしている。それで、鳴瀬川も河口が本当にもう海に行くところは狭くして曲げていると。そこで、その曲げたところに水圧をかけて流してやるという自然の法則を河口に用いているという説明

を受けました。それで細くしているのかと、狭くしているのかということで、言われてみれば水道のホースを潰したような話を受けたので、ああ、そうですかということで聞いたんですけれども。今後、そんなことを町長が言っているんだけれども何だということを知ってもらっても結構です。どうぞ。そこから先は何も話はしませんでした、そういうことでした。いずれにしても、吉田川の今後の雨量を考えますと、今の条件というか、環境ではもたないのではないかとこのように私は思う。だから、どこかに何か所か越流堤を設けて、あえて水を流してやらなければだめだなと、そんなことを思うんですが、ということです。

議長（石川良彦君）　ここで、昼食のため、休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 後 0 時 0 0 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、午前中の7番熱海文義議員の一般質問に対する答弁について、教育長より発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。教育長。

教育長（鹿野 毅君）　先ほどの答弁について訂正させていただきます。

認定こども園、3歳から5歳までの給食費で補助を予定しているのを主食費、副食費と申し上げましたが、副食費のみでございます。申しわけございませんでした。おわびをして訂正いたします。

議長（石川良彦君）　一般質問を続けます。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君）　それでは、午前中に引き続き質問させていただきます。

掘削のことは十分町長のほうに国に要請をお願いしたいということで午前中終わりましたが、きのうの同僚議員の中で、総務課長の答弁の中に今回、お寺のところの決壊は内側から侵食されて決壊したというような答弁あったんですけれども、そうじゃなくて越水に対して堤防の外側から決壊したんじゃないかと思うんですけれども、違いますか、課長。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（浅野辰夫君）　お答えいたします。

私、そのように答えたつもりでしたが、言葉足らずで内側と外側の感覚の違いだと思いますが、越水した外側がえぐられて侵食により決壊したというふうに御理解いただきます。

議長（石川良彦君）　熱海文義議員。

7番（熱海文義君）　それで、あそこ今もう復旧して、これから先、カーブじ

やなくて真っすぐにしていくというような話もありましたが、今回、越水して決壊したものですから、そこを直すのはいいんです。当然、直してもらわないと困るんですけども、そうすると下流のほうにしわ寄せが行くと、これからです。そのすぐ下でも実際は越水していたわけです。そこに土のうを置いている部分もありました。そういうことが考えられるので、今回、災害対策調査特別委員会のほうで住民の方に聞いたら、その地区に住んでいる人たちはもう越水は仕方がないんじゃないのかなというような考えもあったみたいです。ただ、越水することをもう前提に考えてもいいんじゃないかと。越水したらしたで、外側から侵食されないような堤防のつくり方を考えてはいかがかなというようなのがあったんですが、その辺の考えはどうか、町長。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 当然、吉田川はこれから今以上に雨水が下がるというような状況では、気象状況からしてもないと。もっと1時間に80ミリ、100ミリの雨が降った場合、吉田川はもたないということになれば、当然、河口までの間、今、3川合流する大和町近辺には、越流堤、遊水池をつくっておりますが、中間の、私、素人だからわかりませんが、あえて越流させる区間が何キロごとになければ、私は、吉田川の安全な堤防管理は多分難しいのではないかと思いますので、そういうような相談もこれからされるのではないかというふうに思います。そういう中で、今、議員がおっしゃるように受益者の皆さんはそういうことも一つの方法ではないかということをおっしゃっているということは、多分、いろいろな方面から得ている知識ではないかと思しますので、私もそういう思いはございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 今、町長が言った遊水池、今回、上流のほうもあるということだったんですけども、ちょっと実際どういう場所を設定されて、今回、遊水池として鹿島台とか品井沼のほうで実際やったのかどうかちょっと確認したいんです。わかりますか。農政商工課のほうではわからないですか。機能したのかどうか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

大崎市鹿島台地区の遊水池につきましては、機能したかと存じます。ただ、大和町分につきましては、これから現在測量やっております。2カ所遊水池の計画がありますが、こちらにつきましては今後かと。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7 番（熱海文義君） 遊水池のあり方なんですけれども、例えばの話、今回も越水しなくてもいろいろなところ、田んぼが浸水したわけじゃないですか。そのために排水ポンプをぎりぎりまで稼働させたところ、もう目いっぱいになったときに国のほうからストップがかかってポンプ機場から担当者が皆退去したという経緯の中で、ポンプをとめてしまうとそこに水がたまるじゃないですか。そうすると、ポンプ自体が水の高さより下になってしまって、結局、川の水の水位が下がった時点でポンプを動かそうと思っても動かせない状況にあるわけなので、この辺、これから遊水池をつくるにしても、ポンプ自体を上げてやらないといけないのではないかなというように思うんですけれども、その辺の考えはどうなっているのか、多少はありますか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） その辺も含めて土地改良区と国のほうに要望してございます。越水して内水でも浸水する、吉田川の水位が下がったポンプ稼働、短時間で排水できるような能力を大きくしなくてはだめだと、今の能力では時間がかかりすぎるということで要望しておりますので、特に後谷地なんかは、あれの3倍ぐらいの機能の排水ポンプで排水するという、短時間でどれだけの量を排水するかということがこれから要求される時代になったということで、もちろんポンプ場も上げなくてはならないし、もう根本から見直すということが、私が言っている既成概念ではもう成り立たない、今の考え方であると、もう完全に別な考え方に立ってこれということで、そういう事業も県営から国営にしてくれと。県のほうで予算がないとかなんとかともう時間がかかる。国のほうで仕事をやってほしいという要望をしてございます。羽生ポンプ場も同じようにそういうことであります。越水させて、逆に今度、早い時間で排水するというプロセスを考えてまいりたいというふうに、今、国のほうには申請をしてございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7 番（熱海文義君） ぜひ、すぐなるわけじゃないので、もう何回も要望のほうをお願いしたいなというように思います。

続きまして、幼保連携型のこども園についてにいきたいと思います。

1 番目の委託費はどうかというので聞いたんですが、施設給付費ということで公定価格に基づき負担金を町から支給をするということなんです、施設給付費の中身をちょっと教えてほしいんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） それでは、お答えします。

施設給付費につきましては、国から支給、国と県、あと町で負担するものでございまして、中身については人件費とあとは園の運営費に係る分について支給されるものでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） これは民間になってからも支給するという事で間違いないのですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

認定こども園になった後、今後の認定こども園の運営について国2分の1、県4分の1、市町村4分の1の支給の補助内容になるものでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 私、聞きたかったのは、保育事業委託ということで今まで保育所なりに委託していた1億4,000万円ですか、あるんですけども、こういうのはどうなるのかを聞きたかったんですけども。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

まず、委託費につきましては、学校教育課長が答弁しましたとおり公定価格ということになります。公定価格というものは、内閣総理大臣が定める基準によりまして算定しました費用の額、いわゆる施設やそういったものに応じて出るものでございます。そちらのほうは変わらず支出になります。

ただし、法人のほうになりますと、今まで自治体が運営していたものと比べ補助率等がアップするなど、そういった理由もありまして、最終的に今までの費用と比べまして通常経費でも5,000万円程度、費用のほうは圧縮されるものと思われまして。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） そうすると、まず9,000万円ぐらいはまだ、9,000万円の4分の1は町負担ということになるわけですね。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 先ほども申し上げましたとおり、前年対比ということになります。平成30年度、令和元年度、2年度分につきましては、移行に伴いまして施設の改修費等があるため、一概に幾ら減るというの

はちょっとなかなか言いづらい部分もあるんですが、通常経費で最低でも5,000万円くらいは下がると。そこについての差額については、先ほど学校教育課長が言いましたとおりの補助率によって、国・県などから補助がなされるということでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 今、改修業務とかというのがあったんですが、私、そういうのは入ってなくて保育事業委託というだけで1億4,000万円かかっているの、そこが、例えば、5,000万円ぐらい下がれば、9,000万円残っても9,000万円のうちの町の負担が4分の1になるのかなというように考えだったんですけども、それでいいですか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） あくまで概算ではございますが、考え方としてはそのような考え方になろうかと思えます。

議長（石川良彦君） 課長、実質幾らぐらいになるんだか、大体でいいから。要するに、今、1億4,000万円ほど支出しているわけですね。それが幾らになるかということを知りたいと思ったんですけれども。そうですね、熱海議員。その辺、幾らぐらい町で出すようになるんですか。半分だとか3分の1だとか。9,000万円なんですか。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

4分の1が町の持ち出しということになりますので、仮に9,000万円出すとなれば、その4分の1になりますので二千何百万円というような形になろうかと思われます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 大衡の万葉こども園についても民間でやっているようなんですが、あそこの大衡村では村のそういう支援というのはないというように聞いていたんですけども、実際、村の支援というのは通園バスぐらいで全部自己負担というように聞いていたんですけども、これは民間になった場合にも町からの負担はやっぱり出さないとだめなんですか。間違いはないですか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

移行に伴いまして、全て園側の収入で町のほうからの支出はなくなるということにはならないかなと考えております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ということは、最低でもそのぐらいの金額は町負担にな

っていくと。今回、給食の問題もあるのでその辺もわかるんですけども、町の負担があるというのはちょっと納得できないのかなと思います。

次に、通園バス業務でバス会社と運営法人の契約を締結しているとなっているんですけども、送迎する利用人数の確定がないままで締結をしたという理由は何なんですか。もし利用人数がないときにバス締結したら何もならないんじゃないかなと思うんですけども。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

まだ運営法人とバス会社では締結をしてはおりません。今後、運営法人とバス会社で、子供の数もまだ今確定しておりませんので、3月までの間に締結をするのかなと思っているところでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 失礼しました。今後ということで前にありました。

ただ、利用人数はいつまで確認するつもりなんですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

今、認定こども園の申し込みについては11月いっぱいということで、今現在、216名の申し込みがあるそうでございます。それで、バスについては認定こども園の1日入園の説明会が12月の部分にあるということで、12月中にはバス利用者の数についてまとまるのかなと思っているところでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） これは通園バス、町でも幾らか補助を予定しているということなんですけれども、年間三百何ぼだったか、通園バスで1,500万円ぐらいに添乗まで入れてなっているんですけども、こいつの大体毎年同じぐらいだと思うんですが、これをもし使うとなったら補助を予定しているということなんです、幾らぐらいの補助率で考えているのか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） 現在、幼稚園では3台のバスで5コース回っているところでございます。あと認定こども園になった後、まだ子供の数は確定しておりませんが、最大3台で多分6コース可能だと思います。

それで、現在、小学校、中学校の通園バスについては保護者負担なしでバスの運行をさせてもらっていますので、それとあわせた形で認定こども園の保護者負担も発生しない形で今検討しているところでございます。人数が確定しませんので、金額的な部分は認定法人側とバス運行会

社の契約後になると思うんですが、現在の町で負担している運行バス相当分について補助を考えているところでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 人数によるんだろうと思うんですが、もし少なかった場合、例えば、大きいバスで送迎していると思うんですけれども、人数が少ない場合はバス会社にお願いして小さいバスの運行なんていうのも考えられるんですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

現在、幼稚園で運行している子供通園用のバスについては、御存知のとおり黄色い特殊車両になっていますので、認定こども園になった後も最終的には運営法人とバス運行会社で契約してもらうんですが、今の車両はまだまだありますので、今の車両を生かした形で運行バスに利用するものと考えております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 保育園のほうも今度管理費としてかかっているわけじゃないですか。ここの辺も保育園と同じような感じになるんでしょうか。管理費。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） 保育園の管理については町民課の所管になるんですが、保育園の管理費としては、幼稚園ですか。幼稚園の管理費としては一番大きいのはバスの部分が大いところでございますが、そのほかに光熱水費として500万円程度、あとは施設の改修としてトイレ改修分、今年度やっていますが、それを除いた部分での平成30年ベースで120万円ぐらいかかっていますので、そこら辺については認定こども園後の公定価格に含まれますので、その部分は減になるものと思っているところでございます。幼稚園の管理経費については、光熱水費、施設の保守点検の部分が大きなところでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 保守点検なり施設整備なり、これから民間になっていくのに、当時はたしか無償で貸すと、建物は譲渡するというような話だったんですけれども、そうなった場合に、建物の修理なりなんなり、これからどうなっていくのか。どこか必ず毎年修繕箇所が出てきているみたいなんですけれども、その辺はどうなっていくんですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

認定こども園移行後の建物、通常の維持管理、修繕については運営法人側が担うものと思っています。なお、大規模な改修、例えば、大きな屋根の塗装とかそういう部分については、国の補助制度が今まで公立の部分ではそういう補助制度もございませんので、認定こども園で民間になった施設も民間に譲渡したことによってそういう補助の部分も受けられますので、そういう部分で補助を受けた形で運営法人が必要であれば改修工事が行われるのかなと思っています。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 国の補助をもらえるんだったらそれに越したことはないんですけども、それでも町の負担が出てくるという考えでいいんですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） 認定こども園については、厚生労働省とか文科省、幼稚園部門と保育園部門の建物の関係で、文科省と厚生労働省の補助があるようでございますが、それについても市町村の負担割合分はあると認識しております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） こいつ全部譲渡してもう民間で経営しているわけですよ。ということは、一つ会社として今からやっていくわけですよ。こいつ子供の教育というか何というか、町のそういう部分に関しては携わることがあって当たり前なんですけど、建物まで町の負担というのはどうなのかなと思うんですけども、間違いなくじゃあ今からも建物に関しては町の負担があるというので本当に間違いはないんですね。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） 国の制度の大規模改修の負担の部分を見ますと、市町村についてもその、事例によりましていろいろメニューはあろうと思うんですが、例えば、国のほうで2分の1、あと運営法人側で4分の1、設置町村で4分の1という部分の大規模改修等の建物を改修した場合、そういう負担割合が示されている事業もございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 今の中には県というのも出てきていなかったんですが、県のほうもあるんだろうと思うんですが、どうも私、万葉こども園で聞いたときには、そういうのは町というか負担はないというように聞いていたんですけども、課長が言うんだから間違いはないと思うんですが、もし、こいつまだ3月まで時間あって、3月の定例会で予算出された時

点ではもうどうにもならないので、例えば、バスの運行はこういうふう
に決まったとか、その前に決まった時点で提示していただきたいんです
が、どうなんですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

今後、認定こども園については、今、共同保育の中で来年度の移行に
向けて保育園の先生方が幼稚園の部分に来ていただいて共同保育を実施
しています。今後、議員がおっしゃられたとおり建物の譲渡、あと土地
の無償貸し付け等の来年度の4月に向けていろいろな諸手続きがございま
す。それについても、前にもお話しさせてもらったとおり議員の皆様にも
事前に中身をお示ししながら今後進めていきたいと思っています。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ぜひ、決まった時点で我々のほうにも御提示していただ
きたいと思います。

最後に、職員の必要人数、確保できたと回答を得ているということな
んですが、何人必要で、もう完璧にその部分に関してはそろったのかど
うか確認したいんですが。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

認定こども園の定数につきましては248名ということで、平成30年6月
に提携しました移行方針の中で定数の部分を定めております。それに対
して、先生方は県の基準に基づいて21名ということで示させていただ
いていますが、その人数について運営法人に確認したところ、内定も含め
てその数には達しているという回答をいただいたところでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） わかりました。認定こども園はいろいろ今から問題が出
てくるかもしれませんので、その都度、我々のほうにも提示していただ
き、よりよいこども園になってほしいなと思います。終わります。

議長（石川良彦君） これで熱海文義議員の一般質問を終わります。

次に、1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 議席番号1番吉田耕大、これから一般質問させていただ
きます。

その前に、まず、このたび台風19号による被害を受けた方には心より
お見舞い申し上げます。また、10月12日から夜遅くまで50日間と及ぶ役
場の職員の皆様の毎日、被災者の方の対応、まことにありがとうございます

ます。また、50日で仮設住宅がぱっと建つという早い対応は、行政の復旧・復興に対する行動力だと僕は思っていますので、それも含めてまことにありがとうございます。

昨日なんですが、総務課長に仮設住宅に住まわれている方の要望を聞き入れていただき、忙しい中、早急に県への対応していただき、まことにありがとうございます。

そして、議員の皆様も各自被災された方とともに寄り添っていただきましたが、本来ならば議会として早急に災害対策調査委員会を設置し、しかるべき調査を行ってから災害対策調査委員会から災害に対する質問をすべきだと思いましたが、今回は早急な対応が求められている状況の中、最後の質問者として一般質問させていただきます。

それでは、1、台風19号の復旧・復興状況と今後の方針について。

現在の復旧状況についてお伺いいたします。

(1) 今回、被災された方の集団移転事業についてどうなっているのか、お伺いいたします。

(2) 農地や河川の水路等の復旧状況についてどうなっているのか、お伺いいたします。

(3) 被災ごみの焼却状況と完了時期はいつごろまでかかるのか、お伺いいたします。

(4) 現在、仮設住宅を総合運動場にしているが、既存の施設はほかの地域につくるのか、お伺いいたします。

(5) 今後、大郷町内の河川（国、県、町管理する）河道掘削の方針についてお伺いいたします。

以上5点、よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。町長。

町長（田中 学君） 吉田議員の御質問にお答えしたいと思います。

前段に職員をいろいろ心配されて、あなたも今回の台風のさなかに避難所を回っていた姿を見て、私も感動したところであります。いろいろ御配慮ありがとうございました。

(1) 番について、被害が大きかった中粕川、土手崎地区を対象に、被災地復興のあり方についての御意見交換会を開催し、その後、住宅再建に関する意向調査を実施いたしました。その結果を受け、これからの治水対策の強化とともに、現地再建希望者と移転希望者の双方が安心して住宅再建できるよう、住民の方々とともに考えてまいりたいと思います。

(2) については、公共土木施設の災害復旧では、国の災害対象箇所

については、現在、国の査定を向けた測量設計業務を行っており、今月末から来年2月実施の国の災害査定を臨む予定となっております。また、国の対象とならない災害対象箇所については、11月中旬より順次工事を行っております。

次に、農地・農業用施設の災害復旧についても、現在、国の査定を向けた測量設計業務を行っており、今月末から来年2月実施の国の災害査定を臨む予定となっております。また、国の対象とならない災害対象箇所については、地元との協議を行いながら、順次工事を行ってまいります。

(3)の災害ごみの焼却状況と完了時期でございますが、石川議員の質問でも答弁いたしましたとおり、推計で7,593トンの災害廃棄物が発生しております。可燃性のごみについては、毎日10トンで大和町と週がわりで環境管理センターに搬出し、焼却処理を行っております。

処理完了後の時期でございますが、通年の3年分に相当する量のため、完了予定につきましては今のところ未定でございますが、一日も早い処理の完了を目指してまいりたいと思います。

(4)につきましては、ほかの場所に整備する予定はございません。ソフトボール場及びテニスコートを利用されていた皆様には大変御不便をおかけしますが、仮設住宅の必要がなくなり次第、宮城県について現状復旧をしていただく予定でございます。当分の間、ほかの施設を御利用いただきますよう御理解を賜りたいと思います。

(5)番の河川の河道掘削については、それぞれ紹介しております機関へ要望しております。また、総務省においては自治体への今後の財政支援の拡充の中で、河道掘削等への財源を確保し、集中的な取り組みを行ってまいり所存でございます。町としても、そういった補助金や制度等を活用しながら、今後、早急に対応してまいりたいと考えているところであります。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 申しわけありません。すみません。もらった紙に5番の
が書いていなかったのですが、何か理由かなんか、まずあったのか、ち
よっとお伺いいたします。こっちの答弁書には5番が載っていないんで
すけれども。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） 申しわけありません。ちょっとコピーする際に、最
後の最後、最終で張りつけを……。申しわけありません。私がコピーし

忘れたものでございまして、内容につきましては先ほど町長が答弁したとおりでございます。おわびを申し上げさせていただきます。後ほど、コピーし直して提出させていただきます。議長、よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 提出をさせていただきたいと思います。

あと、総務課長、ついでにお話ししておきますけれども、1番目の答弁なんですが、今回、被災された集団移転事業についてどうなっているか詳細を伺うという質問に対して、ただいま町長の答弁なんですが、決して、答えられていなかったのかなと思います。後ほど、再質問等ではやっていただければと思います。

吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） ありがとうございます。

（1）なんですけれども、先ほど移転、修繕の方たちの移転の詳細をちょっと知りたかったので詳細をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 千葉特命参事。

参事（特命担当）（千葉伸吾君） お答えをいたします。

事業の詳細ということでございますが、これまで実施した内容としましては、対面での意向調査を実施して、その内容を集計して皆様にお伝えをしたと。先般の住民説明会の際に、現在の検討の視点と、それから今後の現時点での予定をお伝えしたと。以上でございまして、現在、それ以上お示しできるものについては特にございません。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） それでは、移転する方、修繕する方等の補助とか移転場所がすごく悩まれていて、金額、移転場所、わかる範囲で教えていただくことは可能なのでしょうか。

議長（石川良彦君） 千葉参事。

参事（特命担当）（千葉伸吾君） お答えいたします。

諸般検討中でございますので、決まり次第、住民向けの…、また説明会を実施する予定ですが、その前段として議会のほうに報告させていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） じゃあよろしく申し上げます。

それでは、災害の場合によって支援、補助金等を町民の皆様にはわかりやすく表表記とかそういうもので提示していただけたほうが、どれぐらい補助が出て、どれぐらい修繕、全壊された方には幾らの補助、半壊、大規模半壊の人にはこういうことに対してはこれぐらいとかという詳細

な表記というものを出示してもらったほうが説明しやすいので、そういうことはできないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 千葉参事。

参事(特命担当)（千葉伸吾君） お答えいたします。

そのように配慮したいと思います。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ありがとうございます。

それでは、なるべく早く被災者の方に金額等の支援策、そういう表記をわかりやすく示していただければ助かります。

その下、(2)の農地のほうにいかせていただきます。

中粕川と土手崎、三十丁地区の農地復旧はいつごろまでに完了予定なのか、お伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

農地・農業施設の復旧につきましては、中粕川地区、土手崎地区だけではなくて町全体で復旧事業をするものでございまして、こちらにつきましては先ほども御答弁させていただきましたが、農地につきましては耕作ができる時期まで間に合うような形で仮の工事で何とか対応したいと。施設につきましては、当町単独でできるものについては速やかに対応したいと思いますが、国の災害の査定を受けるものにつきましては、施工時期等につきましては、河川であれば秋以降とかそういった形での対応になるかと思えます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） それはなるべく早く、作付していただけるような早い時期で農業復旧という形を頑張っていたきたいので、よろしく願います。

その他の被災地なんですけれども、そういう河川の水路、農地の水路とかを早く復旧していただいて、なるべく水が流れるように復旧していただきたいのですが、そういう箇所を目安とかは立っているのでしょうか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

農業用の水路、ため池等につきましては、受益者分担金が伴います。町のほうで早急には直したいんですが、そういった方たちの意向も聞いた上で対応する形になってございますので、現在、そういった受益者の

方について水路等の修繕の有無について、とりあえ受益者分担金が発生して、人によっては、お金がかかるなら農地このままでいいですよとか、お金を幾ら払ってもいいから直してくださいというような方もいらっしゃると思いますので、そういった方の確認をとってから速やかに対応しているところでございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 例えば、農地の流れる水が上から下への流れる、東成田でよくあるパターンなんですけれども、上の人は直さなくてもいい、けれども下の人は直してほしいとなると、土砂が上からどンドンどンドン流れてくる現状、上が直さない限り下に砂が入ってくるという現状のときは、上の人の田んぼを直すのは誰が直せばいいのか、お教えてください。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

農地につきましては、土地の所有者の方でございますが、隣同士で片方直して片方が直さないとかといった場合にいろいろな諸問題が出てくるかと思っておりますので、その辺は当事者間並びに区長さん、町が入った形で調整をとりながら、よりよい方向に向くような対応してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ぜひ、そのように早く、土砂の農地への搬入があるのでよろしくをお願いします。

最後、3 番目、災害ごみなんですけれども、今、同僚議員も言われたように大松沢のほうは12月中旬にはなくなるという話を聞いたのですが、川内のほうにごみがあるのですが、それが今見ると3 年分相当があるため未定ということになっているのですが、今は寒い状態でいいのですが、これから今後、春、夏になり暑くなると虫や異臭問題が出てくると思いますが、これについての対応をお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり気温が高くなると害虫等の発生も懸念されるところでございます。まずは、そういった虫の発生が考えられる可燃物のほうから早急に撤収を開始しまして、並行しまして、不燃物についても産業廃棄物の処理センターと町内、町外、県外も含め多方面のほうにわたりまして一日も早い撤去を目指したいと考えております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） それに伴い、雪とかが降って、雨とか降ってとかあるじゃないですか。そういうときに、流れた水が田んぼとかに流れてくる被害というのをどういうふうに対処していただけるのか、お伺いいたします。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 現在、仮置き場のほうにつきましては、ちょっともともとそういったものを置くというような形になっていないものですから、そのような排水措置のようなものは特にとられておりません。今、県のほうとも大きな仮置き場について、そういった水の処理について県から指示があることになっております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） じゃあ、まだ現在のところは、排水とかそういう水が流れてどうかというのはないけれども、これからの先、春、梅雨時期前とかにはもうわかっている、その対策をとっていただけたらと考えていいんですか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 先日、県のほうと話もしたときに、当然、長期化が予想されることから、そういったことも懸念されると。そういったことに対しても環境省、県としても対策のほうを考えているという話はいただいております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） それでは、まだ考え中で、今後検討しながらやっていくが、春には間に合うかがわからないということでもいいんですか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 具体的な時期までは把握はしておりません。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） それでは、なるべく早くやっていただけるようお願いいたします。

それでは、（４）の現在の仮設住宅の運動場のことについてなんですけれども、今、仮設住宅が約２年間使用できるということになっていますが、この２年間で今既存の建物がない状態、ゲートボール場とかテニスコートが使えないということは、やはり運動不足になったり、今、ゲートボールしていらっしやった高齢者の方々は、ほかの地域でやったりとかすることを考えられて移住も考えられると思いますが、それについてどうですか。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

今のソフトボール場のところを利用されているところは、グラウンドゴルフの協会とゲートボール協会になります。そちらにつきましても、これまでも大会等で野球場のほうを使って競技をしていただいたこともありますので、野球場のほうをお使いいただくように御説明いたしまして御理解をいただいているところでございます。両方とも協会のほうと話し合いをしまして、そういう方向で御理解をいただいているということです。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ありがとうございます。わかりやすい説明ありがとうございます。

最後の5番なんですけれども、ちょっと答弁書に少しなかったのでもっとわからないことが多いんですけれども、数年前からやはり台風で死亡者が毎年どこかの都道府県で出ているということを毎年言われているのですが、これからやはり河川とかの砂とかを取ってしっかりやっていく事業を大郷町でもやっていくべきだと僕は考えるのですが、どうお考えか、お伺いいたします。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、そういったものは必要かと思えます。ことしの7月に町のこちらとして堆積が多いような河川につきましても、現地の調査と概算事業費を出してございます。その下流域が県の河川となつてございまして、町で調査した内容をもって県のほうと協議をすると。県のほうで取っていただかないと、町のほうは取ってもまたたまってしまうのですから、そういったことを進めようとした中で、今回、台風による被害が起きたものでございます。現在、台風による対応でなかなか手が回らないところでございますが、こういった河道掘削につきましても被害を抑えるための一つの方法と考えていますので、速やかな対応を心がけたいと思えます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） それでは、やはり県や国がやらないと町は動かないよというように感じたんですけれども、やはり国がやらない、町がやらない、大きい1級河川とかがあるので小さい河川もやはりしっかり町が管轄している以上、やっていただきたいと思うのですが、この事業をやはりつ

くったほうが良いと思うんですけども、町長、どうですか。ひとつお答えをお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今まで地方自治体としての財源が伴わない内容であるので、メニューとして担当のほうでは常に頭に置いているわけですが、財源措置ができなくなったということから、大変お困っているということでもあります。

今回の19号から、総務省も地方の自治体が財政的にできないからやらなかったということが、今度は総務省が財政措置をしていくからやりなさいという形に変わってきてございますので、その辺を踏まえて今後、自分たちでできる分、県管理の部分については県と町が一緒になって進めていこうという考えを申し上げてございますので、これは全県通して同じような内容でございますので、大郷だけの問題ではございませんので、これは早い実現は可能でございますのでそのように進めてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） それでは、そのようになるべく小さい町の河川からしっかり直していただけるように、県・国へしっかり言っていただきたいと思います。

最後に、これから被災地として、今仮設に皆さんが入られてちょっと落ちついて、これから第2章が始まると僕は思っています。また、これから復旧・復興だと思っているので、やはり町の皆様と役場職員の皆様と議員の皆さんが一丸となってやらなければいけないことがいっぱいあると思います。これから、オール大郷を目指して頑張っていきたいと思っておりますので、皆様、よろしくをお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で一般質問を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 後 2 時 1 4 分 休 憩

午 後 2 時 2 4 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第 4 議案第62第 大郷町住民バスの運行に関する条例の一部改

正について

- 日程第 5 議案第 6 3 号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 6 4 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6 5 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6 6 号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 7 号 令和元年度大郷町一般会計補正予算(第 6 号)
- 日程第 1 0 議案第 6 8 号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 1 議案第 6 9 号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 7 0 号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 3 議案第 7 1 号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 1 4 議案第 7 2 号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 5 議案第 7 3 号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算(第 4 号)

議長(石川良彦君) 次に、日程第 3、議案第 61 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、日程第 4、議案第 62 号 大郷町住民バスの運行に関する条例の一部改正について、日程第 5、議案第 63 号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第 6、議案第 64 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第 7、議案第 65 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第 8、議案第 66 号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、日程第 9、議案第 67 号 令和元年度大郷町一般会計補正予算(第 6 号)、日程第 10、議案第 68 号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)、日程第 11、議案第 69 号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 12、議案第 70 号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)、日程第 13、議案第 71 号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)、日程第 14、

議案第72号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）、日程第15、議案第73号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第61号、議案第63号、議案第64号及び議案第65号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） それでは、議案第61号の提案理由を申し上げさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきます。

まず、この議案書につきまして、一部内容に条ずれがありまして、おわびを申し上げ、事前にお配りした正誤表により訂正をさせていただきます。

それでは、議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次の2ページ目をお開きいただきます。

まず、本条例の制定理由について申し上げます。

地方公務員の臨時・非常勤職員につきましては、従来、制度が不明確であり、自治体によって任用や勤務条件に関する取り扱いが異なっていたことから、統一的な取り扱いとするための法改正が行われまして、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、本条例を制定し、任用条項などを規定させていただくものでございます。

それでは、第1章総則。

第1条につきましては趣旨を定めてございますが、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に基づきまして、会計年度任用職員の任用に関し、必要な条項を定めるものでございます。

第2条は定義ですが、この条例で使用する職員をフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員と定めております。

第3条は給与について定めるものであり、フルタイム会計年度任用職員には給料、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を支給させていただいて、パートタイム会計年度任用職員には報酬及び期末手当を支給するものでございます。

第2章につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与を規定したものです。

第4条は給料を定めるものであり、常勤職員の給与条例第4条第1項の規定を準用するものでございます。

第5条は職務の級を定めるもので、フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、別表等級別基準職務表に定めるとおりとするものでございます。

第6条は号給を定めるものであり、フルタイム会計年度任用職員の号給は規則で定める基準に従って任命権者が決定するものでございます。

第7条から第10条までは、給料の支給、通勤手当、時間外手当、そして休日勤務手当を定めるものでございますが、常勤職員の給与条例の規定を準用するものでございます。

5ページ目をごらんいただきます。

第11条は夜間勤務手当を、第12条は宿日直手当を、第13条は端数処理の取り扱いを定めてございます。

第14条は期末手当を定めるものであり、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対しまして支給することとし、常勤職員の給与条例第18条から18条の3までの規定を準用するものでございます。

次の7ページ目をごらんいただきます。7ページ目、第3章です。

第3章は、パートタイム会計年度任用職員の給与を規定するものでございます。

第17条は報酬を定めるものであり、パートタイム会計年度任用職員に係る報酬の額の算出について、第1項は月額で、第2項は日額で、第3項は時間額で報酬を定める場合の計算方法を定めたものでございます。

第18条から次のページの第20条までは、時間外勤務手当、休日勤務、そして夜間勤務に係る報酬を定めたものでございます。

次に、10ページ目をごらんいただきます。

第22条でございます。第22条は期末手当を定めるものであり、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員に対し期末手当を支給することとし、常勤職員の給与条例第18条から18条の3までの規定を準用するものです。

11ページ、第23条は報酬の支給方法を、第24条は勤務1時間当たりの報酬額の計算方法を、次のページ、12ページの第25条につきましては報酬の減額規定を定めたものでございます。

12ページの第4章です。

第4章は、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償を規定するものです。

第26条は通勤に係る費用弁償を、第27条は公務のための旅行に係る費用弁償を定めるものであり、その費用弁償の額等は常勤職員の例によることとするものでございます。

13ページ、第5章雑則です。

第28条は、職務の特殊性を考慮し、特に必要と認める場合は、この条例の規定にかかわらず任命権者が別に定めることとするものです。

第29条は、規則への委任規定です。

附則第1項、この条例は令和2年4月1日施行とするもので、法律の施行期日と同日となります。

附則第2項及び第3項は期末手当の経過措置を定めるものであり、第2項では令和2年度の支給割合を、第3項では令和3年度の支給割合をそれぞれ規定しております。

以上で議案第61号の概要説明を終わらせていただきます。

次に、議案第63号の提案理由を申し上げます。

17ページ目をお開きいただきます。

議案第63号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年大郷町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年12月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次のページをお開きいただきます。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

令和元年度人事院勧告に基づき、本条例の一部を改正するものであり、期末手当支給率を「年3.4月」と改めるものでございます。

なお、国の特別職の職員の給与に関する法律改正案は、過日、国会において審議可決し公布、施行されてございます。

第1条期末手当について、第5条第3項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改めるものでございます。

第2条、同じく期末手当について、第5条第3項中、来年度以降の支給率を「100分の170」に改めるものでございます。

附則の第1条として、施行期日は公布の日から施行するものです。

ただし、第2条の規定は令和2年4月1日施行とし、附則第2項の規

定は平成31年4月1日から適用するものです。

附則第2条は、期末手当の内払いを定めたものでございます。

次に、議案第64号の提案理由を申し上げます。

19ページをごらんいただきます。

議案第64号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和41年大郷町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年12月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページをお開きいただきます。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

議案第63号同様、令和元度人事院勧告に基づき、本条例の一部を改正するものであり、期末手当支給率を「年3.40月」と改めるものでございます。

第1条期末手当について、第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改めるものです。

第2条、同じく期末手当について、第3条第2項中来年度以降の支給率を「100分の170」に改めるものです。

附則の第1条として、施行期日は公布の日から施行するものです。

ただし、第2条の規定は令和元年4月1日施行とし、附則第2項の規定は平成31年4月1日から適用するものです。

附則第2条は、給与の内払いを定めたものです。

附則第3条は、平成29年施行の一部改正条例について元号が改められたことに伴い、文言の整理を行うものでございます。

次に、議案第65号の提案理由を申し上げます。

22ページをごらんいただきます。

議案第65号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和32年大郷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年12月3日 提出

大郷町長 田 中 学

別紙をごらんいただきます。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

令和元度人事院勧告に基づき、本町職員の給与等を改正するものでござ

ざいます。

なお、国家公務員の給与に関する法律改正案は、過日、国会において審議、可決し、公布、施行されてございます。

第1条勤勉手当についてです。第19条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改めるものです。

別表第1の給料表を24ページから26ページのとおり全部改正するものでございますが、この改正により初任給で2,000円、若年層で平均0.1%ほどの引き上げとなるものでございます。

27ページをごらんいただきます。

第2条中、第10条の5第1項の改正は、民間に準拠し住居手当の支給基準額を改めるものでございますが、今回の改正によって、住居手当を支給している職員に対する直接的な影響は出てございません。

第19条第2項第1号中、勤勉手当の支給率を来年度以降「100分の95」に改めるものでございます。

附則第1条施行期日は、公布の日から施行するものです。

ただし、第2条及び附則第3条の規定は令和2年4月1日施行とし、第1条の規定は平成31年4月1日から適用するものです。

第2条は、給与の内払いを定めたものです。

第3条は、住居手当に関する経過措置を定めたものでございます。

次ページをお開きいただきます。

第4条は、規則への委任規定でございます。

以上、議案第61号及び議案第63号から第65号についてよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第61号、議案第63号、議案第64号及び議案第65号について説明を終わります。

次に、議案第62号について説明を求めます。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） それでは、議案第62号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書14ページをごらん願います。

議案第62号 大郷町住民バスの運行に関する条例の一部改正について 大郷町住民バスの運行に関する条例（平成12年大郷町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年12月3日 提出

大郷町長 田 中 学

住民バスにつきましては、民間の公共交通機関がない本町におきまして、町内はもとより町外への通勤や通学、通院、買い物などの移動手段確保を図り、住民福祉向上のため、平成12年から運行を開始し、来年度には運行開始から20年目を迎えます。

今回の条例改正は、関係規則の条文整理と10月に改正されました消費税増税に伴う乗車料の改定のため、改正を行うのでございます。

住民バスの乗車料については、消費税が5%だった平成12年に、町内、町外同一料金でスタートしております。平成19年には、町内と町外の料金を区分し、これが現在の料金となっております。平成26年には、消費税が8%に改正されておりますが、このときには既に消費税が10%への再改正を見込んだ段階的な改正だったことから、住民バスの乗車料は改定せず、今回の消費税10%への改正に合わせ5%分を改正するものでございます。

次ページをごらん願います。

乗車の拒否について規定いたします第10条において、旅客自動車運送事業運輸規則を引用しているところでございますが、第1号後段に規定します「運輸規則第52条に掲げる物品を所持している者」につきましては、前段の運用規則第13条の規定中に含まれるものであることから後段部分を削除するものです。

次に、乗車料について規定する第6条の別表についてですが、定期券乗車料の額として消費税5%時に定められました現在の乗車料割り戻し、消費税10%で算出した乗車料とするものでございます。

今回の改正により、町外一般の1カ月の普通定期券は310円の増額になり、町外一般の1カ月の通学定期券は250円の増額となります。

なお、現金乗車料と回数乗車券につきましては100円単位の設定としていることから、今回は改正を行わないものです。

次ページをごらん願います。

附則につきましては、この条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。これは住民バス利用者に通学者が多く、年度単位で利用者が入れかわることから、年度途中ではなく新年度から適用するものでございます。

また、経過措置として、施行日以前に購入された定期乗車券については、有効期間内であれば4月1日以降もそのまま利用できることとするものでございます。

以上で、大郷町住民バスの運行に関する条例の一部改正の提案理由の

説明と内容の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第62号について説明を終わります。

次に、議案第66号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第66号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

議案第66号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年大郷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年12月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正は、一般廃棄物の処理手数料となっております燃えるごみの袋について、原材料価格の上昇によりことしの4月に仕入れ値が上昇したことから10月1日に消費税率の改正があったことから、上昇した価格分を実情に合わせて値上げを行うものでございます。

あわせて、管内では本町のみが使用しておりましたリサイクル2ごみ、いわゆるプラごみの袋につきまして、素材上はリサイクル可能なものの法律上では容器包装に該当せず再分別が必要なことから、今回、廃止をするものでございます。

次ページの別紙にて御説明を申し上げます。

別紙、一般廃棄物の部中、燃えるごみ30リットル用指定ごみ袋1枚につき「13円」を「14.5円」に、45リットル用「16.5円」を「18円」にそれぞれ改め、リサイクル2ごみ45リットル用指定ごみ袋1枚につき「16.5円」を廃止するものでございます。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第66号につきまして提案理由の説明といたします。ただいま御説明いたしました議案第66号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第66号について説明を終わります。

次に、議案第67号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第67号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書 2 ページをお開き願います。

議案第67号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第6号）

令和元年度大郷町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億3,866万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,162万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 規定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年12月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算ですが、台風19号による稲わらを含む災害廃棄物処理費に係る予算、台風19号により被害のあった農業用機械、畜舎の再建・修繕・再取得費用助成、倉庫等が浸水し米が出荷できなかった農家への営農再開に取り組む経費助成、地域において大規模な浸水被害を受けた稲作農業の継続に向けて行う取り組みに要する経費助成、果樹が浸水し次期作に向けた樹体の洗浄と樹勢の回復・病害蔓延防止対策経費助成、中粕川地区等の新街区形成に向けたまちづくり計画支援業務等について計上したものです。

また、国家公務員に対する人事院勧告に準拠した人件費の調整のほか、ふれあい号並びに海洋センターの公用車購入費、仮設住宅の安全対策として野球場防球ネット設置工事などに係る所要の予算について計上したものでございます。

歳入におきましては、災害関連事業等への特別交付税、国・県補助等の特定財源、会社個人等からの災害対策支援金、災害見舞金を計上したほか、公共施設整備基金と財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。まず、歳入です。

第11款地方交付税第1項地方交付税2億2,912万3,000円の増額補正です。台風19号による災害救助費、災害廃棄物処理費に係る特別交付税の増によるものでございます。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金227万2,000円の増額補正です。利用者増などによります障害者通所給付費負担金の増によるものでございます。

第2項国庫補助金2億325万6,000円の増額補正です。母子保健衛生費、災害廃棄物処理費、国庫補助金の増によるものでございます。

第16款県支出金第1項県負担金3,696万5,000円の増額補正です。利用者増などによる障害者通所給付費負担金並びに災害救助費負担金の増などによるものでございます。

第2項県補助金2億5,924万1,000円の増額補正です。強い農業・担い手づくり総合支援交付金として、台風19号により被害のあった農業用機械、畜舎の再建・修繕・再取得費用助成、農業用ハウスの復旧・修繕・撤去費用助成、被災農家営農再開緊急対策事業補助金として倉庫等が浸水し米が出荷できなかつた農家への営農再開に取り組む経費助成、持続的生産強化対策事業補助金として地域において大規模な浸水被害を受けた稲作農業の継続に向けて行う取り組みに要する経費助成、果樹が浸水し次期作に向けた樹体の洗浄と樹勢への回復・病害蔓延防止対策経費助成、台風19号災害対策資金利子助成として農業施設などの補修や更新、購買代金等への運転資金利子助成などによるものでございます。

第3項県委託金23万円の減額補正です。各種統計調査並びに音楽アウトリーチ事業の交付決定により減となるものでございます。

第18款寄附金第1項寄附金320万円の増額補正です。台風19号の災害支援によるふるさと納税の増分でございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金755万1,000円の減額補正です。財源調整としての財政調整基金、公共施設整備基金、未来づくり基金、農業振興基金繰入金の調整によるものでございます。

第20款諸収入第5項雑入1,028万8,000円の増額補正です。災害見舞金並びに災害対策支援金の増などによるものでございます。

第22款町債第1項町債210万円の増額補正です。稲わらの災害廃棄物処理に係る災害復旧事業費の増によるものでございます。

歳入補正額合計 7 億3,866万4,000円でございます。

続きまして、4 ページをごらんいただきます。

歳出です。

第 1 款議会費第 1 項議会費120万8,000円の減額補正です。議員期末手当並びに職員の人件費の調整などによるものでございます。

第 2 款総務費第 1 項総務管理費176万2,000円の増額補正です。人件費の調整、ふるさと納税、台風19号災害支援等に係るクレジットカード決済手数料、地方公会計財務書類作成業務について、9 月定例会で平成29年分の決算分の予算を御可決いただきましたが、今回、平成30年度決算分の作成業務についての追加、企業調査業務、婚活支援助成金、ふれあい号の車両購入費、夏まつり事業完了による調整が主なものでございます。

第 2 項徴税費128万5,000円の増額補正です。人件費の調整、電子申告データ連携業務の増などによるものでございます。

第 3 項戸籍住民基本台帳費10万1,000円の増額補正です。人件費の調整によるものでございます。

第 4 項選挙費495万3,000円の減額補正です。町議会議員選挙の終了等によるものでございます。

第 5 款統計調査費 7 万円の増額補正です。各種統計調査の調整等によるものでございます。

第 6 項監査委員費56万円の減額補正です。台風19号により各種研修会不参加による調整でございます。

第 3 款民生費第 1 項社会福祉費391万8,000円の増額補正です。人件費の調整、国保会計、後期高齢者医療特別会計繰り出し、敬老会終了による調整等が主なものでございます。

第 2 項児童福祉費472万3,000円の増額補正です。利用者の増などによります障害児通所給付費の増、大郷保育園閉園行事記念品の増によるものでございます。

第 3 項災害救助費1,255万7,000円の増額補正です。避難者支援対応等による人件費の調整、災害ボランティアセンター運営経費並びに社会福祉協議会職員の時間外勤務手当の増に伴う町社会福祉事業補助金の増によるものでございます。

第 4 款衛生費第 1 項保健衛生費66万7,000円の増額補正です。人件費の調整、健康管理システム改修業務、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

第 3 項清掃費9,987万8,000円の減額補正です。稲わらを含む災害廃棄

物処理費に係る予算につきまして、第10款災害復旧費に組み替えすることによる調整でございます。

第5款農林水産業費第1項農業費2億9,258万1,000円の増額補正です。人件費の調整、台風19号により被災した農業者の施設等の補修や購買代金の運転資金等の利子補給、被害のあった農業用機械、畜舎の再建・修繕・再取得費用助成、倉庫等が浸水し米は出荷できなかった農家への営農再開に取り組む経費助成、地域において大規模な浸水被害を受けた稲作農業の継続に向けて行う取り組みに要する経費助成、果樹が浸水し次期作に向けた樹体の洗浄と樹勢の回復・病害蔓延防止対策経費助成、みやぎの水田改革支援事業補助金、多面的機能活動組織交付金、ふれあいセンター施設修繕工事、農業集落排水事業特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

第6款商工費第1項商工費30万2,000円の増額補正です。人件費の調整、町の観光パンフレット印刷が主なものでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

第7款土木費第1項土木管理費19万8,000円の増額補正です。人件費の調整によるものでございます。

第4項住宅費51万3,000円の増額補正です。町営住宅修繕、住宅クリーニングが主なものでございます。

第5項都市計画費518万7,000円の増額補正です。下水道事業特別会計への繰出金の調整のほか、定住促進事業補助、台風19号で甚大な被害のあった中粕川地区等の新街区形成に向けたまちづくり計画策定業務が主なものでございます。

第8款消防費第1項消防費1万2,000円の増額補正です。法令追録の増によるものでございます。

第9款教育費第1項教育総務費37万3,000円の減額補正です。人件費の調整、ALTの交代がなかったことによる調整が主なものでございます。

第2項小学校費399万1,000円の増額補正です。来年度改訂に伴う教員用教科書、指導書購入が主なものでございます。

第3項中学校費63万9,000円の増額補正です。中学校施設修繕が主なものでございます。

第4項幼稚園費23万5,000円の減額補正です。人件費の調整のほか、大郷幼稚園閉園行事記念品、バス、タクシー借り上げ、認定こども園移行に伴う建物表示登記業務が主なものでございます。

第5項社会教育費602万4,000円の増額補正です。人件費の調整、フラ

ップ大郷21照明器具、仮設住宅の安全対策としての野球場防球ネット設置工事、野球場内側溝清掃並びに野球場マウント整備工事が主なものでございます。

第6項保健体育費540万円の減額補正です。人件費の調整、来年3月末でモニター期間終了する海洋センターの電気自動車の購入経費、学校給食センター調理等配送業務並びに学校給食費助成金の調整が主なものでございます。

第10款災害復旧費第5項文教施設災害復旧費60万2,000円の増額補正です。総合運動場進入路陥没調査業務でございます。

第6項災害廃棄物処理費5億1,613万9,000円の増額補正です。第4款衛生費からの予算組み替えによるものでございまして、そのほか、人件費の調整、稲わらを含む災害廃棄物処理業務、災害ごみ仮置き場賃借料、災害ごみ仮置き場整備工事が主なものでございます。

歳出補正額合計7億3,866万4,000円です。

以上、補正前の予算額67億9,296万1,000円に歳入歳出とも7億3,866万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ75億3,162万5,000円とするものでございます。

続きまして、6ページの第2表債務負担行為補正について御説明を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加13件、変更3件でございます。

まず、追加のほうから申し上げます。事項、期間、限度額の順で御説明を申し上げます。

1 令和2年度大郷町議会広報印刷業務、設定期間は令和元年度から2年度までで、限度額を104万2,000円とするものでございます。次年度当初からの業務の円滑な執行のため、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

2 令和2年度広報おおさと印刷業務、設定期間は令和元年度から2年度までで、限度額を229万7,000円とするものでございます。議会広報と同様に、次年度当初からの業務の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものでございます。

3 ふるさと納税委託業務、設定期間は令和元年度から2年度までで、限度額につきましてはふるさと納税額の12.1%以内の額としてございます。インターネットを利用した専用サイトの構築及び御礼品に関する業務を一括して委託するもので、次年度当初からの業務の円滑な執行のため、債務行為を設定するものでございます。

4 令和2年度自家用電気工作物保安管理業務、設定期間は令和元年度から2年度までで、限度額を227万6,000円とするものでございます。役場庁舎、小中学校、体育施設等、全15カ所につきまして電気事業法第38条において定める自家用電気工作物の適切な維持管理及び同法に規定する保安管理規定の制定、届け出等の業務を委託するものであり、次年度当初からの管理業務の円滑な執行のため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

5 役場庁舎宿日直業務、設定期間は令和元年度から4年度までで、限度額1,823万1,000円とするものでございます。現契約の満了によりまして、次年度当初から円滑に執行するために債務負担行為を設定するものでございます。

6 ふれあい号運行管理業務、設定期間は令和元年度から2年度までで、限度額を1,151万1,000円とするものでございます。現契約の試験運行期間の満了によりまして、次年度当初から円滑に執行するために債務負担行為を設定するものでございます。

7 通知カード、個人番号カード裏面プリンター保守業務です。設定期間は令和元年度から5年度までで、限度額を34万円とするものです。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するために債務負担行為を設定するものでございます。

8 通知カード、個人番号カード裏面プリンター賃貸借です。設定期間は令和元年度から5年度までで、限度額を87万2,000円とするものでございます。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するために債務負担行為を設定するものでございます。

9 農業災害対策資金利子助成、設定期間は令和元年度から5年度までで、限度額を147万円とするものでございます。台風19号により被害を受け、農業経営の維持が困難になった農業者の被害施設等の補修や更新、購入代金等へ充てるための運転資金の利子助成について、債務負担行為を設定するものでございます。

10 農業災害特別対策資金利子助成、設定期間は令和元年度から15年度までで、限度額を400万6,000円とするものでございます。台風19号により被害を受け、農業経営の維持が困難になった農業者の経営再建に向けた運転資金及び被災による農機具、農業用トラック並びに農業関連施設等の復旧資金の利子助成について、債務負担行為を設定するものでございます。

11 町道緊急維持工事、設定期間は令和元年度から2年度までで、限

度額を1,500万円とするものでございます。年度当初からの町道の維持管理を適切に行うため年度内に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

12 体育施設等草刈り除草業務です。設定期間は令和元年度から4年度までで、限度額を599万1,000円とするものでございます。現契約の満了により3年間の契約とするため、債務負担行為を設定するものでございます。

13 野球場東芝管理業務です。設定期間は令和元年度から4年度までで、限度額を1,726万5,000円とするものでございます。現契約の満了により3年間の契約とするため、債務負担行為を設定するものでございます。

次ページ、7ページをお開きいただきます。

2、変更です。事項、補正前期間、限度額、補正後の期間、限度額の順に御説明をいたします。

1 議場音響設備等賃貸借、変更前期間は令和元年度から6年度までで、限度額1,511万4,000円で行ってまいりました。契約締結したことによりまして、変更後期間は変更前と同じでございますが、限度額を1,411万1,000円に変更するものでございます。

2 庁舎電話交換機設備賃貸借です。変更前期間は令和元年度から6年度までで、限度額を1,629万7,000円でしたが、契約締結をしたことによりまして、変更後期間は変更前と同じでございますが、限度額を785万2,000円に変更するものでございます。

3 大郷町学校給食調理等業務です。変更前期間は令和元年度から6年度までで、限度額1億1,949万2,000円を契約締結したことによりまして、変更後期間は変更前と同じで、限度額を9,724万円に変更するものでございます。

続きまして、8ページの第3表地方債補正について説明をいたします。変更1件でございます。

起債の目的、補正前、補正後の順で御説明をいたします。

1 農林水産施設災害復旧事業で、台風19号による災害廃棄物のうち稲わら処理に係る事業費分を追加し、限度額を1億7,650万円から1億7,860万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容でございます。

以上で議案第67号の提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第67号について説明を終わります。

次に、議案第68号及び議案第69号について説明を求めます。町民課長。町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第68号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の36ページをお開きください。

議案第68号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ224万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,034万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では事務費分としての一般会計繰入金、歳出では国保連合会と連携するパソコンのシステム改修業務が主な内容で、財源を一般会計からの繰入金で調整したものでございます。

補正予算書の37ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正。

まず歳入でございませう。

第5款繰入金第1項他会計繰入金の補正額は224万円の増額で、財源調整のための一般会計からの繰入金でございませう。

以上、歳入合計224万円の増額補正でございませう。

続きまして、歳出でございませう。

第1款総務費第1項総務管理費の補正額は224万円の増額で、マイナンバーカード利用による資格確認対応及びオンライン資格確認の実施に伴う国保連合会との連携データ追加に対応するためのシステム改修費用でございませう。

以上、歳出合計224万円の増額補正でございませう。

補正前の予算額 8 億 5,810 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 224 万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 8 億 6,034 万 5,000 円とするものでございます。

以上で議案第 68 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 69 号の提案理由の御説明を申し上げます。

43 ページをお開きください。

議案第 69 号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 64 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,451 万 9,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 3 日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では一般会計からの繰入金、歳出では後期高齢者医療広域連合への納付金の増によるものでございます。

次ページをお開き願います。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第 3 款 繰入金 第 1 項 一般会計繰入金の補正額は 64 万 9,000 円の増額で、保険料軽減分に係る一般会計からの保険基盤安定繰入金の増額によるものでございます。

以上、歳入合計 64 万 9,000 円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 第 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は 64 万 9,000 円の増額で、広域連合へ納付する保険料で保険基盤安定繰入金の増額によるものでございます。

以上、歳出合計 64 万 9,000 円の増額補正でございます。

補正前の予算額 8,387 万円に歳入歳出それぞれ 64 万 9,000 円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 8,451 万 9,000 円とするものでござい

ます。

以上で議案第69号の説明を終わります。

ただいまご説明いたしました議案第68号 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第69号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、それぞれの事項別明細書をごらんいただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第68号及び議案第69号について説明を終わります。

次に、議案第70号、議案第71号、議案第72号及び議案第73号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第70号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書の50ページをお開き願います。

議案第70号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
令和元年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,676万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和元年12月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は繰入金、歳出は職員人件費の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金4万円の増額は、財源調整により一般会計からの繰入金を増額するものです。歳入合計で4万円を追加し、

2億3,676万6,000円とするものです。

次ページになります。

歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費4万円の増額は、職員人件費の調整によるものです。

歳出合計で4万円を追加し、2億3,676万6,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正の追加です。

事項 令和2年度公共下水道マンホールポンプ点検清掃業務につきまして、期間を令和元年度から令和2年度までとし、限度額を1,157万2,000円とするものでございます。これは公共下水道マンホールポンプ点検清掃業務が今年度で委託期間が終了するため、令和2年度からの業務について債務負担行為を設定し、点検清掃を行うものです。

以上で下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、62ページをお開き願います。

議案第71号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,466万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担の補正）

第2条 既定の債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和元年12月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は繰入金、歳出は職員人件費の補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金4万1,000円の増額は、財源調整のため一般会計からの繰入金を増額するものです。

歳入合計で補正額4万1,000円を追加し、1億2,466万9,000円とするものです。

次ページになります。

歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費4万1,000円の増額は、職員人件費の調整によるものです。

歳出合計で補正額4万1,000円を追加し、1億2,466万9,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表債務負担行為の補正です。

追加でございます。

事項1 農業集落排水事業マンホールポンプ点検清掃業務につきまして、期間を令和元年度から令和4年度までとし、限度額を2,052万6,000円とするものです。農業集落排水事業マンホールポンプ点検清掃業務が今年度で委託期間が終了するため、令和2年度からの業務について債務負担行為を設定し、点検清掃を行うものです。

次に、事項2 農業集落排水事業粕川地区処理施設維持管理業務、期間を令和2年度から令和4年度までとし、限度額を1,374万9,000円とするものです。農業集落排水事業粕川地区処理施設維持管理業務が今年度で委託期間が終了するため、令和2年度からの業務について債務負担行為を設定し、維持管理を行うものです。

以上で農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

続きまして、74ページをお開き願います。

議案第72号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）

令和元年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ111万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,477万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和元年12月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきまして、歳入は繰入金、歳出は職員人件費の補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金111万円の減額は、財源調整のため一般会計からの繰入金を減額するものです。

歳入合計で補正額111万円を減額し、6,477万1,000円とするものです。

次ページになります。

歳出です。

第1款合併処理浄化槽事業費第1項合併処理浄化槽管理費111万円の減額は、職員人件費の調整によるものです。

歳出合計で補正額111万円を減額し、6,477万1,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表債務負担行為の補正の追加でございます。

事項1 令和元年度合併処理浄化槽清掃業務について、期間を令和元年度から令和2年度までとし、限度額を1,221万1,000円とするものです。合併処理浄化槽清掃業務が本年度で委託期間が終了するため、令和2年度からの業務について債務負担行為を設定し、清掃業務を行うものです。

事項2 令和2年度合併処理浄化槽管理業務、期間を令和元年度から令和2年度までとし、限度額を1,993万1,000円とするものです。合併処理浄化槽管理業務が今年度で委託期間が終了するため、令和2年度からの業務について債務負担行為を設定し、保守点検管理を行うものです。

事項3 令和元年度合併処理浄化槽設置工事について、期間を令和元年度から令和2年度までとし、限度額を1,432万9,000円とするものです。合併処理浄化槽設置工事について、設置希望者に対し速やかに対応するため、令和2年度からの工事について債務負担行為を設定し、設置工事を行うものです。

以上で合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

次に、86ページをお開き願います。

議案第73号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和元年度大郷町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきまして、施設電気料の増に伴う動力費の補正並びに職員人件費の補正を計上しております。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度大郷町水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用を106万2,000円増額し、2億4,626万6,000円とするものでございます。

第1項営業収益費用同額計上につきましては、水道施設電気量の増に伴う動力費の補正並びに職員人件費の補正の計上によるものでございます。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項 給排水管等修繕費につきまして、期間を令和元年度から令和2年度までとし、限度額を1,890万円とするものでございます。漏水等による給水管等の修繕につきまして、令和元年において緊急性のある修繕が発生した場合、速やかに対応するために債務負担行為を設定し業務を行うものでございます。

（議会の議決を得なければ、流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費につきまして、既決予定額1,220万6,000円から71万5,000円を減額し、1,149万1,000円とするものです。

令和元年12月3日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第70号、第71号、第72号につきましては事項別明細書をごらんいただき、議案第73号につきましては補正

予算説明書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第70号、議案第71号、議案第72号及び議案第73号について説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 3 時 3 6 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員